

檀原市人権施策に関する基本計画

2007（平成19）年3月 檀原市

刊行にあたって

檀原市では、1996年に「檀原市人権擁護に関する条例」を制定し、また2000年に「人権教育のための国連10年」の檀原市行動計画を策定しました。さらに、檀原市新総合計画（後期基本計画）の施策大綱の一つである「人権を尊重した明るい都市づくり」に沿って、市民がお互いに個人の尊厳を尊重し合う明るいまちづくりのため、人権啓発活動を推進し市民意識の高揚に取り組んでまいりました。

しかし、最近の社会情勢をみますと、世界各地で紛争が続発し人の生命を奪うような状況にあり、また悲惨な児童虐待事件やいじめの問題、ドメスティック・バイオレンスやインターネット等を悪用した人権侵害など、問題が日常茶飯事のように起こっております。さらに時代や社会の変化に伴い、新たな人権問題も生じてきております。

このような社会を「一人ひとりの人権が真に尊重される自由で平等な社会」にしていくために、人権問題への取組を一層強めていかななくてはなりません。

国連は、1948年に「世界人権宣言」を採択した後、その理念を踏まえた人権関係諸条約を採択するとともに、「人権教育のための国連10年」をはじめとする国際年を設定するなど、人権確立に向けた国際的な取組が進められてきました。

国においても、「人権教育のための国連10年」国内行動計画や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定された、人権教育・啓発に関する基本計画の策定をはじめ、さまざまな人権問題に関する法的整備が進められるなど、人権擁護・確立への取組が進展しています。

檀原市においては、本市がこれまで推進してきた人権に関するさまざまな取組の成果や課題を明らかにするため、2004年に「檀原市人権問題に関する市民意識調査」を実施いたしました。この意識調査の結果を反映した、あるいは「人権教育のための国連10年」檀原市行動計画の精神を継承したものとして、この計画を策定したものであります。今後の中・長期的な人権施策の推進指針として位置づけ、檀原市が行う人権施策については、この計画に基づいて実施し、基本理念である「豊かな人権文化に満ちた社会」の実現を目指して取り組んでまいります。

本計画を策定するにあたり、あらゆる角度からご審議賜りました檀原市人権審議会委員の皆様、策定過程でさまざまな意見をいただきました関係諸団体の皆様や、パブリックコメントに際し意見を寄せていただいた皆様に対しまして、厚く御礼を申し上げますとともに今後とも、人権施策の推進にご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。刊行のあいさつとします。

平成19年3月

檀原市人権問題啓発推進本部長
檀原市長 安曾田 豊

目次

基本的な考え方

1 檀原市人権施策に関する基本計画策定の趣旨	1
2 基本理念	2
3 基本計画の位置づけ（性格）	3
4 人権施策推進における檀原市の基本的な姿勢	4

人権施策の推進にかかわって

1 人権教育・啓発の推進	8
2 人権相談・支援の推進	24

分野別の人権施策の推進について

1 同和問題	28
2 女性	31
3 子ども	34
4 高齢者	38
5 障害のある人	41
6 外国人	44
7 HIV感染者等	47
8 性同一性障害者	49
9 インターネット等による人権侵害	51
10 さまざまな人権	53

推進体制

1 全庁的な推進	56
2 国、県及び関係機関等との連携	56
3 NPO等との協働の推進	56

資料

1 基本計画の策定経過	58
2 用語の解説	59
3 関係法令等	67
4 人権相談に関して	86

基本的な考え方

- 1 檀原市人権施策に関する基本計画策定の趣旨
- 2 基本理念
- 3 基本計画の位置づけ（性格）
- 4 人権施策推進における檀原市の基本的な姿勢

基本的な考え方

1 橿原市人権施策に関する基本計画策定の趣旨

国連は、1948年に「世界人権宣言」を採択した後、その理念を踏まえた人権関係諸条約を採択するとともに、「人権教育のための国連10年」をはじめとする国際年を設定するなど、人権確立に向けた国際的な取組が進められてきました。我が国においても、「人権教育のための国連10年」国内行動計画や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定された人権教育・啓発に関する基本計画の策定、さまざまな人権問題に関する法的整備が進められるなど、人権擁護・確立への取組が進展しています。

県においては、1997(平成9)年に、「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例」が制定され、翌1998(平成10)年には県の人権教育・啓発の指針となる「人権教育のための国連10年」奈良県行動計画が、2004(平成16)年には、豊かな人権文化の創造を目指した「奈良県人権施策に関する基本計画」が策定されました。

橿原市では、1996(平成8)年に「橿原市人権擁護に関する条例」を制定し、2000(平成12)年には「人権教育のための国連10年」橿原市行動計画を策定し、市政運営の主な柱として「人権施策の推進」を位置づけ、全庁的に人権尊重を基本とする諸施策の推進に取り組んできました。

また、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決に向け、地域社会、学校、職場などで、多くの人々や機関・団体によって、同和教育及び啓発活動に関するさまざまな取組が進められ、多くの成果をみてきたところです。そして今日の人権教育・啓発としてさらに発展をみせています。

しかし、先に実施しました「橿原市人権問題に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)結果から、同和問題や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等にかかわる人権問題についての課題が明らかになりました(P27「分野別の人権施策の推進について」参照)。今日では、特に、インターネット等を悪用した人権侵害やドメスティック・バイオレンス、児童虐待が顕在化しています。また、急速な社会の変化と、価値観の多様化の中で、多くの人々が、他者との人間関係づくりにとまどいやストレスを感じている状況もみられます。

すべての人の人権が真に尊重される自由で平等な社会を実現するためには、一人ひとりの人権意識の高揚を図ることが不可欠であり、そのためには人権教育・啓発の取組は、ますます重要なものとなってきます。また、人と人とのつながりを重視した、共に生き、支え合う社会づくりが求められています。

そこで、「人権教育のための国連10年」橿原市行動計画の理念及び精神を継

承し、また、「市民一人ひとりの人権が真に尊重される自由で平等な社会づくり」を着実に推進するため、これまでの人権諸施策の成果と課題を引き継ぎ、今後の中・長期的な人権施策の推進指針である「檀原市人権施策に関する基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定するものです。

2 基本理念

人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利であり、日本国憲法の「基本的人権」として保障されているものです。

「基本計画」は、子どもから高齢者にいたるまでのすべての市民が、人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付く、「豊かな人権文化に満ちた社会」の実現を目指すことを基本理念とします。

この基本理念である「豊かな人権文化に満ちた社会」の実現を目指して取り組むことが、人権行政の推進を具体化することであり、また、次のような視点に配慮することが大切です。

(1) 一人ひとりに豊かな自尊感情を育む取組

自尊感情とは、自分自身を大切な存在であると感じ、肯定的に受け入れようとする感情をいいます。一人ひとりが欠点をも含めたありのままの自分を素直に受け入れるようになれば、他者に対してもありのままを受け入れることができ、差別や排除が生じる要因を軽減することができます。

また、自分自身に自信がもてることから、困難に直面したときでも、前向きな考え方ができ、解決に向けて主体的に行動することができます。

そのような観点から、自尊感情は人権尊重の精神を培う上で、基礎となる感情といえます。すべての市民が自尊感情を豊かに育むことができるような取組を意図的に進めていくことが肝要です。

(2) 一人ひとりのちがいを受け入れ、学びあう人間関係づくりの取組

人は、思想・信条、年齢、性別、身体、学歴、出身(地)、文化・風習、言語など、さまざまな「ちがい」をもって生きています。

しかし、現在の社会ではこれらの「ちがい」を受け入れられずに同質化を求めたり、「ちがい」を理由にして、人を排除したりすることも少なくありません。また、そうした意識や行動は、人とのかかわりや自分自身の可能性

を狭めることになることがあります。「市民意識調査」では、「日常生活で暮らしにくいと感じていること」について尋ねた結果、市民は人間関係で苦悩している傾向があると読み取れます。

だれもが豊かに生きていくためには、それぞれの「ちがい」をありのまま受けとめ、認め合い、尊重し合う関係を築いていくことが大切です。「ちがうからこそ、豊かになれる」ということを身近な暮らしの中から創り出していくことが求められます。

(3) 一人ひとりが存在価値を実感できる取組

人は皆、個人として独立した存在であると同時に、家庭、職場、地域などさまざまな場面で、人間関係をもちながら生きている存在です。そのかわりの中で自己の存在を自覚し、「ともに生きる」営みを通して、一人ひとりが認められているという実感をもつことができます。それは生きがいとなり、自己実現に通じるものです。

身近なボランティア活動や生涯学習などの活動に積極的に参画し、社会とのつながりを確かなものにしていくことが大切です。そして、それによって生まれる出会いや交流の場から、一人ひとりが「ともに生きる」存在として自覚できるように取組を進めることが大切です。

(4) 一人ひとりの生活の質を高める取組

今日、人が単に生きるというだけでなく、その人が生きがいをもって、どのような人生を生きたかが問われるようになりました。一般的に「生活の質」(QOL)といわれている考え方で、一人ひとりの命の意味を問い、日常生活の質を高め、トータルとしてその人が人生を豊かに生きるという概念です。

これまでの大量生産・大量消費に浸っていた生活を見直し、人が生きていく上で本当に必要なことは何かという点を大事にして、これからの自分たちの生き方を問うていくことが大切です。

一人ひとりが、生活の質を問い直し、豊かに自己実現できるような視点を、これからのまちづくりに生かすことが求められます。

3 基本計画の位置づけ(性格)

「基本計画」は、「檀原市人権擁護に関する条例」及び「檀原市新総合計画(後期基本計画)」や、「人権教育のための国連10年」檀原市行動計画の理念等を踏ま

え、今後の中・長期的な人権施策の基本的な方向を明らかにするものであり、市のさまざまな施策の取組にあたっては、この「基本計画」を尊重し、推進するための指針となるものです。

この「基本計画」の策定及びその推進をもって、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条（地方公共団体の責務）に対応するものとします。

この「基本計画」は、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 人権施策推進における橿原市の基本的な姿勢

(1) 人権尊重の視点に立った行政の推進

地方自治体は、日本国憲法の平和主義、民主主義、基本的人権の尊重という基本理念を地域において具体化する役割を担っています。特に基本的人権の尊重は、住民生活に直結した課題です。

行政は、住民の生活から生起するニーズに対して、住民の信託に基づき、住民の協力を得ながら応えていく責任があります。すべての行政施策は住民生活に関係したものであることから、これを推進していくことは住民の福祉を増進させ、人権を尊重し、擁護していくこととなります。

あらゆる施策を人権尊重の視点から進める

本市では、日常の業務はもちろんのこと、あらゆる施策の企画から実施にいたる全過程を通じて、人権尊重の視点にたって運営することが人権行政であると捉えています。

したがって、どの部局においても人権尊重の理念が反映されるように業務を遂行しなければなりません。

すべての職員が人権教育・啓発の主体を担っている

すべての職員は、人権教育・啓発の主体を担うとともに、人権が確立された社会の実現を図っていく人権啓発のリーダーとしての働きをもっています。そのために、職員自らが自己啓発に努め、人権意識の醸成を図るとともに、業務の中で改善が必要な場合は、問題提起を行うなど主体的に取り組めます。

また、人権尊重の理念が地域社会の中で具体化されるように、職員は

市民への奉仕的な立場にあることやリーダー的な存在であることを自覚し、地域活動に積極的に参画するよう努めます。

(2) 人権教育・啓発の推進

市民への期待と信頼による人権教育・啓発の推進

日常のくらしのあらゆる場面に人権文化が根付くためには、市民が人権の尊重を認識し、自分らしく生きるために自分自身と周辺環境を豊かに整えるなど、「自立」への営みが不可欠となります。

その際、日本国憲法等の人権尊重の理念について学習するとともに、自他を尊重し、科学的なものの見方や考え方により、課題に対して公正に解決していく技能と態度を身につけることが必要です。

行政はこうした市民の「自立」への営みに対して、期待感と信頼感をもって積極的にサポートすることが大切です。本市においては、市民が主体的に学習できるように学習機会の提供など、学習環境の整備を図ります。

同和教育の成果と課題を反映した人権教育・啓発の推進

本市における同和教育は、「檀原市同和教育の推進についての基本方針」に基づき同和教育問題に起因する長欠・不就学の解消等、教育の機会均等を保障することを出発点として、「差別の現実に学ぶ」ことを基本理念に取組が進められてきました。それは、目の前の課題を直視することから、差別を正しく認識し、差別をなくす意欲と実践力を育む取組として進められ、さまざまな人権侵害を許さない雰囲気づくりや人権意識の高揚を図る上で、大きな役割を果たしてきました。

「差別の現実に学ぶ」営みは、子どもたちが現実に抱える教育課題を学校、地域、行政等が共通認識し、具体的な実践を生みだしてきたということのを再認識し、今後の人権教育・啓発においても変わることなく、その根幹としなければなりません。

また、課題解決にあたっては、教育・行政・関係団体等が日常的に連携・協力を図ってきたことにより、取組の輪が広がるとともに、地域ぐるみの教育活動が生み出されるきっかけになりました。

こうした本市における取組の成果を踏まえ、国内外の人権に対する先進的な取組にも学びながら、差別を許さない意識の醸成や差別をなくしていこうとする態度の育成を図り、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として再構築し、効果的な取組を推進します。

協働の視点を大切にした人権教育・啓発の推進

今日の深刻化する人権課題に対応するためには、個別の課題に対する専門的な知識や情報などを、できる限り豊富に得ることが必要です。

また、多様化する市民のニーズに対して有意義な取組を進めるためには、教育・行政のみの取組では限界が生じてきます。

こうした今日の動向から、今後の人権教育・啓発の取組は、さまざまな分野で活動している個人や団体等との協働した営みを創り出すことが肝要です。

(3) 人権相談・支援の充実

今日、人権侵害を受けた人や受けるおそれのある人、また、人権問題にかかわって悩み事を抱える人などに対する相談・支援の取組は、人権教育・啓発と並んで重要な課題となっています。

また、市民が自己実現のため主体的な活動に取り組めるよう、自立や社会参加を支援することも重要です。

そのため、国・県や NPO 等の民間団体等との連携・協働を図りながら、相談・支援の取組を充実させていきます。

人権施策の推進にかかわって

- 1 人権教育・啓発の推進
- 2 人権相談・支援の推進

人権施策の推進にかかわって

1 人権教育・啓発の推進

人権教育、人権啓発については、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の第2条において、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう」と定義されています。人権教育・啓発が目指すものは、市民が身近な人権問題に気づき、生活の場からの解決に向けて、知識・技能・態度を身につけていくための環境や条件を整備し、差別意識の解消を図り、人権が尊重されるまちづくり、社会づくりにつなげていくことです。

「市民意識調査」において、「人権問題に関する教育や啓発などの取組の成果について」の回答結果では、「同和地区に対する予断や偏見がなくなってきた」という選択肢が18.9%であった一方で、「特にない」が26.6%と厳しい結果となっています。「特にない」と回答した人は、地区別懇談会、「人権を考えるつどい」が開催されていることを知らない人が多く、「特にない」という回答の背景には、市におけるさまざまな取組に対する市民の関心の度合いが低いといった課題が明らかになりました。

こうしたことから、人権教育・啓発の推進にあたっては、さまざまな人権問題の固有の課題を踏まえた上で、それらの根底にある共通の課題を見極めて、総合的・有機的に推進することに努めます。また、市民のニーズを的確に把握し、人権を自分事として捉え、関心を喚起できるよう努めながら、行政・教育・関係団体等が連携して効果的な取組を進めます。

(1) 人権教育の推進

人権教育の推進にあたっては、市民が自らの権利を行使する意識をもち、他者に対して公正であり、その人権を尊重することの必要性を認識し、さまざまな課題について学ぶことにより、人権尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められます。

その際、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からのアプローチと、それぞれの人権課題の解決といった個別的な視点からのアプローチがあり、この両者があいまって人権尊重の精神についての理解が深まっていくことを踏まえて、その推進に努めます。

今後は、この「基本計画」を踏まえ、「人権教育指導指針」の策定を行い、

ライフステージに応じた人権教育を計画的・効果的に推進していきます。

学校・幼稚園・保育所における人権教育 現状と課題

本市では、「檀原市学校教育の指導方針」や「人権教育のための国連 10 年」檀原市行動計画等に基づき、基本的人権の育成に向けた取組を、就学前教育から小・中学校教育を通して、さまざまな教育活動の中で推進しています。

2001（平成 13）年に県教育委員会は、「人権教育推進プラン」を作成しました。人権の基本視点として、「一人一人の可能性をのばすこと（自己実現の視点）」、「一人一人のちがいを豊かさとしてとらえること（共生の視点）」、「一人一人のつながりを大切にすること（人間関係づくり）」の 3 点にまとめています。また、文部科学省は 2004（平成 16）年に「人権教育の指導法等の在り方について〔第 1 次とりまとめ〕」で「人権教育は、『生きる力』をはぐくむ学校教育において、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて推進されるものである」と示しています。さらに、2006（平成 18）年には同じく〔第 2 次とりまとめ〕を出して、「人権教育は自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育である」として、人権教育推進の方向性や具体的な取組について示しました。

近年、科学技術の進歩、少子・高齢化、国際化、情報化等に伴い、新たな人権課題が生まれています。いじめ、体罰、児童虐待等、子どもの人権を侵害する事象や、学校において、同和問題や障害のある人に関する問題等を中心に差別事象が発生しています。さらに、不登校や高校中途退学者、規範意識や社会性が身につけていない子どもの問題、若者の中で増加しているニート・フリーター等、教育課題は山積しています。

このような現状から、各学校においては、「差別の現実から学ぶ」ことを基本理念に、国・県が示す人権教育推進の方向性や校区の実態、特色等を踏まえて人権教育推進計画を作成し、人権教育資料『なかま』等を積極的に活用した人権教育を推進することが求められます。また、人権教育推進教員や児童生徒支援教員を中心に、特に教育課題を有する児童・生徒への支援を行うとともに、すべての児童・生徒の基礎・基本の学力の定着が重要な課題です。保育所・幼稚園においては、乳幼児期が生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であることから、他者を尊重し生命と人権を大切にすることを養うための指導内容を充実させて、「人権を大

切にする心」を育てる保育を推進しなければなりません。

教職員・保育職員は、子ども一人ひとりを権利の主体者として位置づけ、人権尊重の精神に立って人権教育に取り組まなければなりません。児童生徒一人ひとりの大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度を持って指導する姿こそが、人権教育の重要な部分であるからです。今後も、関係機関等と連携しながら、教職員・保育職員の資質向上と人権教育の取組の発展を図っていきます。

ア．学ぶ意欲の向上と基礎学力の充実

人間らしく豊かに生きるためには、知識や技能を身につけなければなりません。それらは教育を受ける権利として保障されなければなりません。基礎学力を充実させることは、その権利を保障することであり、「生きる力」を育むことにつながっていくからです。

すべての子どもたちに学ぶ意欲を喚起し、学ぶ習慣を身につけさせるとともに、基礎的・基本的な内容の定着を図るため、一人ひとりの子どもの実態に応じたきめ細かな指導に努めます。

一人ひとりの子どもたちが主体的に課題を発見し、目標をもって学習に取り組めるよう、教育活動全般を通じて自尊感情を育む営みを大切にし、自己実現に向けた取組を進めます。その支援や指導の手立てなどについて、研究授業の取組や先進的な資料に基づく研究活動を進め、教職員・保育職員の力量の向上を図っていきます。

イ．あらゆる教育・保育活動を通じた人権教育の推進

学校・幼稚園・保育所におけるすべての教育・保育活動を通じて、幼児・児童生徒に人権尊重の意識を育み、高めていく取組を推進します。

そのため、各校・園・所の実態を踏まえ、教育課程に人権教育を位置づけながら、人権教育資料『なかま』等の教材を活用した年間計画を立案し、人権についての学習を計画的・効果的に進め、人権を尊重する人間の育成に向けた取組を積極的に進めます。

幼児・児童生徒が人権についての理解を深め、主体的に考え、論議し、葛藤を繰り返しながら行動化へとつながることができるよう、人権学習を生活とつないで設定するなど、指導方法の改善・充実を図っていきます。

ウ．学校、家庭、地域が一体となった人権教育の推進

人権尊重の精神や態度は、幼い頃からの家庭教育に始まり、保育所・幼稚園・小学校から高等学校にかけての教育、職場・地域社会とのかかわりの中で養われます。

幼児・児童生徒が主体的・意欲的に人権学習に取り組み、行動できるよう、学校、家庭、地域が一体となった人権教育の推進に努めます。特に、現行の「子ども人権学習支援事業」等、地域が学びの舞台となった教育活動を充実させるために、地域の関係団体・機関等との連携を密にし、支援します。

エ．指導体制の充実・発展

人権教育を各校・園・所で豊かに推進するためには、すべての教職員・保育職員が確かな人権意識・感覚をもち、今日の人権を取り巻く動向に学びながら、主体的に取り組むことが求められます。

特に、管理職や人権教育推進の核となる教職員・保育職員の役割は大きく、重要です。これら推進の要となる職員が、その役割の重要性を認識するとともに、資質の向上を図るための研修会の実施や、さまざまな機会を通じて、各校・園・所への指導助言・支援等に努め、指導体制の充実・発展のための取組を進めます。

オ．実践的研究の推進と効果的な教材の開発

人権教育を推進するために、実践的研究や調査研究を行う「人権教育推進指定校園」の取組を充実させるよう、積極的な支援に努めるとともに、その成果が効果的に広く還元されるよう、資料提供等の取組を進めます。

また、教職員・保育職員が日常の実践や研究成果を持ち寄り議論し、交流する機会の充実を図るなど、檀原市人権教育研究会への支援に努めます。

さらに、人権学習の手法や今日の人権にかかわる資料収集、調査研究、また、子どもたちの実態に即した効果的な教材資料の開発、充実等に取り組めます。

地域、家庭、職場における人権教育

現状と課題

人権という普遍的文化の創造を目指すためには、市民一人ひとりが日々のくらしの中で、主体的に人権学習に取り組むことが何よりも大切です。

日常生活そのものを学習の機会としてとらえ、常に人権尊重という位置に立って自分自身の考え方や価値観を問い直すことが必要です。

世界人権宣言や国際人権諸条約等の精神及び県教育委員会が示した「人権教育推進プラン(社会教育編)」等の趣旨に則り、基本的人権を基盤とした人権教育の徹底を期することが大切です。

「市民意識調査」において、「日常生活の中で、特に『暮らしにくい』と感じていること」について尋ねた結果、「結婚や葬式などに関して古いしきたりや考え方がある」が28.6%と最も多く、「人間関係が複雑でわずらわしい」の21.7%、「いざというときに助け合える人間関係がない」の20.8%が次いでいます。つまり、科学的な考え方に基づく、合理的なくらしの実現やお互いが支え合い、助け合って生きていけるような地域共同体の再生が課題として見えてきました。

地域、家庭、職場等での学習活動においては、偏見や因習に惑わされない正しい知識を習得するとともに、物事を公正に判断し、諸課題を解決していく技能と態度を養うことが求められています。そして、日常生活の中では、お互いを個人として認め合い、自己決定や自己実現をする権利を尊重し合って、豊かな人間関係を築いていく技能と態度を培うことが必要です。

また、女性や子ども、高齢者などの人権にかかわる今日の動向から、それらの課題を踏まえた人権教育を具体的に推進しなければなりません。

すべての市民が人権意識に基づいた行動をとることが、自由で平等な社会を築くことの第一歩と考えています。

ア．生涯学習としての人権教育の充実

すべての市民が、人権意識に基づいた行動をとることが自由で平等な社会を築くことになることから、生涯学習として人権教育をさらに充実することが大切です。

住みよい地域社会をつくるために、長年にわたって取り組まれてきた地区別懇談会をはじめ、家庭教育学級や地域学級等における人権問題に対する学習活動は、住民による地域での草の根運動として定着してきました。そして、差別を許さない意識の醸成を図る上で大きな役割を果たしてきました。その成果を継承し、さらに充実させるために、檀原市人権教育推進協議会等の関係団体との連携を強化し、人権教育研修会を計画的・効果的に実施するとともに、活動に対して支援を行います。

イ．あらゆる機会を通じた学習機会の提供

人権は、日常のくらしのすべての場面で、物事のコえ方や行動に及ぶものです。そうした観点から、地域、家庭、職場等さまざまな場面で学習したり、話し合ったりするべきものであり、日常のくらしのあらゆる機会を通じて、学習機会の提供や情報提供ができるよう配慮するとともに、家庭生活の場面、職場、コミュニティセンターや公民館等におけるさまざまな学習を促し、市民が主体的に学べるよう努めます。

また、それらを効果的に行うため、市民のニーズを的確に把握し、学習テーマや手法等について創意工夫に努めるとともに、指導者の紹介、教材の活用情報、各地の先進的な取組の情報等を豊富に蓄積し、ニーズに応じて対応できるよう取り組みます。

ウ．効果的な教材の開発と活用

市民の意識の実態や直面する課題等を踏まえ、人権学習が充実されるよう、国内外の先進的な取組に学び、効果的な教材の開発に努めるとともに、県内各地ですでに作成されている教材のより一層の活用を図ります。

また、学習手法についても、参加者の関心や興味を喚起するよう研究し、グループ学習やロールプレイ、シュミレーション等の参加体験型学習の導入を進め、生活に根ざした学習を展開します。

エ．指導体制の充実・発展

地域や家庭、職場等で人権に関する豊かな学習を行うため、それぞれの学習の場に応じた情報や資料の提供に努めます。

また、リーダー層の育成を図るために、檀原市人権教育講師団講師を中心に積極的に人材派遣を行うとともに、新たな人権問題に精通する講師や専門性に富んだ講師の確保等、講師団講師の活動が充実するよう取り組みます。

A 地域における人権教育

地域社会は、大きく変化してきました。地域のコミュニティは日常生活から実感されなくなりつつあります。住民のくらしは個別化し、地域の相互扶助機能が弱くなりつつあるといわれています。個別化したくらしの中からは、自殺や家出、DV や児童虐待、ひきこもり、不登校といった問題がクローズアップされ、そうした状況を改

善しようとする動きがまちづくりの取組というかたちで各方面から生まれてきました。人権教育は、そうした地域共同体の再生を図る際のキーワードとして、機能しなければなりません。

一人ひとりの自己実現を支援し、ともに生きる地域を創り出すために、人権は欠くことのできないものとなります。

それぞれの地域において出会いと交流が大切にされ、お互いに認め合い、学び合うことを通じて、一人ひとりに地域の一員であるという自覚と存在感を育むことが大切です。

a 人権教育推進協議会による地区別懇談会の活性化

人権が尊重され、豊かな生活を送ることができるよう、長年にわたって開催されてきた地区別懇談会の活性化のために、今日の地域社会が抱える課題について、自由に意見交換ができ、学習したことが行動に結びつくよう、教材資料の充実、論議の手法の工夫などに努めます。また、参加者数や参加者層の拡大に向け、事前の広報を充実させ、テーマなどを工夫します。

b 社会教育関係団体における研修会の支援

生涯学習として定着している社会教育関係団体の活動が、充実し、豊かなくらしの支えとなるよう、参加者の人権に対する理解と認識を深め、日常の行動へとつなぐための人権教育研修会に対して支援します。

c 公民館、コミュニティセンターの人権教育研修会の実施

地域に密着した公民館、コミュニティセンター等における活動は、住民の生活課題の共有化が図られていることから、それぞれの生活課題を通して人権について学べる場として、大切にされなければなりません。身近な素材をテーマとした人権教育研修会を計画的・効果的に実施します。

d 地域福祉推進委員会との連携

住民一人ひとりの福祉の向上に努め、地域福祉の充実を図ることは、豊かなくらしの基礎づくりといえます。そのため、市内 16 小学校区すべてに設置されている地域福祉推進委員会では、「地域福祉推進計画」に基づいて各校区の目標を定め、取組を進めています。福祉のまちづくりを担う地域福祉推進委員会が果たす役

割の重要性を認識し、連携を深めることによって、住民の生活課題やニーズに対応した人権活動を行うよう努めます。

e 関係機関・団体、NPO 等との連携

本市では、「放課後子ども教室」を国の委託を受けて自治会との協働事業として開催しています。子どもたちの安全・安心を確保できる「居場所」として機能しており、関係機関・団体、NPO 等との連携を図りながら、子どもの人権を保障するための地域活動としてさらに充実させるよう努めます。

参加する子どもたちがお互いの個性を認め合い、なかま意識を育み、共に育つ教室となるよう人権教育を推進します。

B 家庭における人権教育

家庭は地域と同様、私たちの生活の基礎を担うところです。地域社会が変貌する一方で、家庭のあり方も大きく変わってきました。核家族化や少子化の進行、父親の仕事中心のライフ・スタイルに伴う家庭での存在感の希薄化、女性の家庭と職業生活を両立するための条件整備の遅れ、家庭教育に対する親の自覚の不足などから、その教育力は低下しているといわれています。それは家庭が私的な空間であることを背景に、その課題等を社会化できずにきたことが要因の一つとしてあげられます。

しかし、児童虐待、いじめ、不登校等の深刻化をはじめ、諸課題が山積している昨今の教育をめぐる状況を改善することは急務であり、子どもが最初に出会う社会としての環境づくり、将来を見通した家庭教育の重要性、一人ひとりが自尊感情を培う上での家庭の役割の大きさなどを再認識し、家庭の教育力を構築できるよう啓発するとともに研修会等の充実を図ります。

a 子育て支援のための相談活動の充実

家庭における母親の子育ての孤立化は、児童虐待の深刻化にも大きく影響しています。また、さまざまな要因で不登校の状態になった子どもの家庭では、当事者である子どもや保護者の苦悩が見られます。

本市においては子育てに悩む保護者等への支援策として、相談活動を展開しており、今後も相談活動が充分機能するよう努めます。また、児童虐待・不登校等に対応するネットワークの活動をさらに発展させるよう、課題を見出し、有機的な連携によって充

実を図ります。

b 家庭教育学級、地域学級の充実

家庭における人権教育を充実するために、家庭教育学級、地域学級における人権研修を開催します。また、これらの学級のリーダー養成のための研修会においても人権学習を盛り込み、リーダーとしての資質向上を図ります。

それぞれの学級において、学級生個々の個性が尊重され、連帯感や充実感が生まれ、学びの場を充実させることを通じて、参加者や参加者層が拡大できるよう努めます。

c 家庭内における男女共同参画の推進

男女共同参画の課題にかかわって、女性の社会進出、仕事と家事の両立という側面から、家庭生活における男性のあり方が問われています。特に、児童虐待やドメスティック・バイオレンスの深刻化は、家庭内における男女共同参画の課題が浮き彫りにされているところです。

家庭内における男性の生活のあり方を点検するとともに、具体的に男性が家庭生活にかかわれるよう、家事や育児などに関する知識・技能等を習得するための講座・教室を開講し、男女共同参画社会への実践化を図ります。

C 職場における人権教育

8年連続で自殺者が3万人を超えました。その背景には職場環境が少なからず関係しています。長引く不況によるリストラにおびえる職員、ノルマに追われ、自分を見失っている職員の状況など、昨今、職場の中で病気休暇をとる場合の最大の要因が「心の病」であることから明らかです。どの職場においてもその環境が悪化することは、業務遂行を著しく弊害する要因となります。職場は仕事をする場所としての機能の他に、そこに属する職員仲間の基礎共同体としての機能をもち、ひとつの社会として構成されています。そこで生きる人のすべてが生きがいを感じ、ともに生きることに意欲をもてるような環境整備、学習が必要になります。それが職場における人権教育の柱となります。

また、企業や事業所などが地域と共存し、ともに栄えていくという考え方に基づいて経営されることが、それらの発展につながるこ

とを理解しなければなりません。事業主や職員がその担い手としての自覚をもち、学び実践するよう啓発します。

a 人権確立に向けた職場啓発の充実

一人ひとりの職員が個性や能力を尊重され、生きがいをもって業務に取り組めることが可能となるよう職場教育の充実を図り、また、人権確立に向けた職場としての役割や機能についての認識を深めるために、教材冊子を作成し、具体的な職場啓発に努めます。

b 職場における人権教育研修会の支援

職場における人権学習を効果的に行うため、関連するさまざまな資料や情報の提供を行うとともに、講師派遣等の支援に努めます。

また、職場の実態に応じた学習計画の作成に関する助言など、計画的な学習を行えるよう支援します。

(2) 人権啓発の推進

人権啓発は、その内容はもとより、実施の方法においても、幅広く市民の理解と共感を得られるものであることが肝要です。とりわけ、内容については、さまざまな人権に関する基本的な知識の習得、生命の尊さ、個性の尊重など、今日の社会情勢を踏まえた内容を重点とした啓発が重要です。

現在社会は、人と人とのつながりが希薄になっているといわれています。そうした中で人権尊重の意識が社会全体に自然に存在しているという状況を創り出すためには、市民が交流する機会を豊富に与えられ、そこで互いの理解を深め、認め合う心を育むことが大切です。

人権に関する基本的な知識の習得、生命の尊さ、個性の尊重などをテーマに、日常生活において実践をともなう人権感覚を培うために、地域に密着した交流を促進するとともに、地域の実情やニーズに応じた人権に関する学習機会の提供に努めます。

市民

現状と課題

人権啓発活動は、一人ひとりが互いの人権を尊重する「人権尊重」の理念・重要性の理解を図り、その認識が日常生活に根付くことを目指しての取組が求められています。

1988(昭和63)年、市長を本部長に「檀原市同和問題啓発活動推進本部」を設置、以後、1996(平成8)年に「檀原市人権擁護に関する条例」を制定し、人権意識の確立、人権尊重社会の実現を目指し、職員はもとより、市民に同和問題をはじめさまざまな人権問題についての正しい理解と認識を培うよう、啓発活動の推進に努めてきました。

具体策として、啓発行事の開催、啓発資料等の作成・配布等、直接的な活動と併せ、効果的な手法を開発する調査研究、あるいは技術向上等への研修に努めてきました。また、企業や民間の人権啓発活動ネットワークとの連携や活動支援等、国民的課題の観点から市民の自主的・自発的な取組の育成についても努め、一定の成果を収めてきました。

さらに、差別事象や人権侵害への対応にあたっては、関係機関・団体等との連絡協議、連携体制の整備に努めてきました。

しかし、このように人権啓発活動において創意工夫に努めているものの、必ずしも市民の興味・関心・共感を引き起こすに至っていない側面があります。

例えば、先の「市民意識調査」において、本市の人権に関する条例、集会やさまざまな取組についての認知度を見た結果、「趣旨を知っている」レベルまでの認知状況では、「差別をなくす強調月間」と「人権週間」が20%台で、「檀原市人権擁護に関する条例」「人権を考えるつどい」「人権を確かめあう日」等は、10%台を推移しています。また、「檀原市人権擁護に関する条例」「人権を考えるつどい」「人権を確かめあう日」等の「知らない」は、いずれも50%近くあり、大変厳しい結果となっています。市民の興味関心を今後如何に高めるのか、課題となっています。

市民一人ひとりが人権問題を自分自身の課題として受けとめ、理解を深めていくためには、行政主導の知識習得型に偏らず、意識や意見の異なった場合にも自由な意見交換ができる環境づくり、さまざまな分野での創意工夫・研究等が必要です。

市民の意識変革、差別意識解消を図る上で、啓発活動が重要な分野を占めることから、これらの機能充実が大きな課題です。

ア．あらゆる場を通じた学習機会の提供

すべての市民が、自分自身を生かし、豊かな人間関係の中で充実した生活を送ることができるようにするためには、人権を日常の考え方や価値観、行動に具体的に反映することが必要です。その基盤を担う学習活動をあらゆる場面・機会を通じて展開するよう努めます。

また、その際には多様化するライフスタイルや価値観を考慮した取

組となるよう、学習テーマや手法、場所・時間帯等について工夫しながら、市民自らが人権について主体的に学べるよう設定します。

さらに、コミュニティセンターや公民館等、地域に密着した施設等における学習機会を軸として提供するよう配慮します。

イ．多様な啓発方法の導入

ライフスタイルが多様化し、限定された啓発方法では多くの市民に人権問題に関する情報提供等が行き届かないことを考慮し、新聞、テレビ、ラジオなどのマスメディアやインターネット、広報誌等、多様な媒体を活用した啓発活動を行います。

また、内容に関して、国内外の人権情報、日常生活や地域に根ざした身近なニュース、市内における人権の直面する課題、関係機関・団体等によるイベントの紹介など、内容の工夫に努めるとともに、広報誌や冊子、リーフレット等を活用するなど、多くの市民の関心を喚起し、理解を促すために創意工夫し、効果的な手法で展開します。

ウ．リーダー・指導者の養成と参画

人権啓発が効果的に進められるために、地域に密着した関係機関・団体の指導者やリーダーが必要となります。そのため、人権問題に関する研修を充実させます。

また、リーダーや指導者については、地域や関係機関・団体、企業、NPO等、さらに女性や若年層などから幅広く人材の確保等に努めます。

これからの人権啓発には、効果的な手法を用いて、多面的な内容で構築することが求められています。世界の人権学習の方法や、各種専門機関等が実施している講座・研修会の情報を提供し、リーダー・指導者を養成していきます。

エ．さまざまな団体・機関等との連携

人権啓発を時代の流れや社会情勢の変化等を踏まえて、効果的に推進するために、国、県、関係機関・団体等との連携を図り、情報収集の充実や取組の輪の拡大に努めます。

さまざまな人権問題に関して専門的な知識や解決策の豊富な蓄積と実績がある機関・団体との連携強化を図ることによって、混迷するさまざまな課題に適切に対処できるよう取り組みます。

企業等

現状と課題

「人権の尊重・確立」の課題は国際基準（グローバルスタンダード）となっています。先の「人権教育のための国連10年」の取組では、「人権の普遍的な文化を形成しようとする、教育、訓練、宣伝、情報提供の取組」にあたって、「企業その他一般社会における人権教育の推進」が重視されてきました。それは、豊かな人権文化を構築する上で、企業の果たす役割が今日非常に重要であることが背景となっています。

そうした国際社会の人権に関する動向も視野に入れながら、これまで本市においては、企業等がその社会的責任を自覚し、企業内において基本的人権に配慮した適切な対応が図られるよう、啓発に努めてきました。企業はその活動を通じて、地域社会における文化生活の向上に多大な影響を与えており、だれもが住みよい豊かな社会づくりに貢献するという社会的責任を有しています。

企業はその社会的責任を認識し、そこに働く人々も地域社会の一員であることから、差別のない職場づくり、人権を尊重した社会づくりに努め、地域社会と共存共栄することを大切にしなければなりません。

しかし、職場内ではセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの問題や、障害のある人や外国人に対する排除等、さまざまな人権にかかわる問題を抱えています。

同和問題にかかわっては、昨年、新たな『部落地名総鑑』やデータ化されたリストが発見され、部落に対する根深い差別が明らかになりました。また、行政書士等による住民票の不正入手問題があらためて浮上し、各方面に大きな衝撃を与えました。

環境に配慮した企業経営についても社会的責任の視点から積極的な取組が必要です。企業は社会とともに栄えるための義務を負っていることから、21世紀は企業も環境破壊をストップさせるための努力を怠ってはなりません。

企業においては、こうした現実の問題や課題に目を背けることなく、これまで積み上げられてきた「統一応募用紙」の趣旨を踏まえ、就職の機会均等を確保し、企業自身の人権問題への対応はもとより、企業内の人権啓発の取組に対する一層の支援が求められています。

ア．企業内の推進体制の充実

企業内において、さまざまな人権についての正しい理解と認識を深

めるため、人権に関する研修を企画し、計画的に実施するよう啓発します。

イ．企業内人権研修への支援

差別や人権侵害等の解決を図り、雇用の安定を進めるためには、従業員の採用・選考に最も影響力をもつ企業主等が人権問題について正しく認識し、理解することが重要であることから、企業主等に対する啓発を行います。

また、職場内でさまざまな人権にかかわる問題に対応できるよう、企業内において人権研修を実施する環境を整備するため、研修内容や手法の指導、研修教材や情報の提供、講師派遣等の支援を行います。

ウ．就職の機会均等の確保

自分の適性や能力に応じて、だれもが自由に職業選択ができるという「職業選択の自由」、すなわち就職の機会均等の確保には、雇用する側が公正な採用選考を行う必要があります。そのために企業自身が社会的責任を自覚し、個人の能力と適性に基づく公正な採用が行える採用選考システムの確立を図るよう啓発します。

エ．関係団体との連携

檀原市企業内人権教育推進協議会等との連携を図り、企業における人権研修の取組を促すとともに、企業内における人権研修の取組が一層推進されるよう支援します。

(3) 特定の職業に従事する者に対する研修

人権にかかわりの深い職業に従事している者に対して、人権問題に関する理解と認識を深め、より確かな人権意識の高揚を図るため、人権に関する研修を積極的に推進します。

人権問題を総合的に捉える力を養う

「基本計画」で示された分野別の人権課題を中心に、さまざまな人権問題に関する認識を深める一方で、人権問題を総合的に捉える力を養わなければなりません。基本的人権についての理解、また、他者への共感、公正性、相互理解、寛容性、協調性、自尊感情などが備わるように配慮することが肝要です。

職種の特徴を生かした研修の実施

また、職種の特徴を生かした内容や方法等を考慮して人権問題に関する研修を行うことが大切です。その際には、日常の業務が具体的にどのような人権とかが関わっているのか、業務を進める上で、何が課題となっているかなどを理解し、実践化できるよう進めていくことが求められます。

ア．市職員

市職員は、あらゆる人権問題に関して正しい理解と認識をもち、人権問題解決のため、その責務を自覚し、市民一人ひとりの人権意識を高め、その職責を通じ、それを具体的に推進すべき役割を担っています。

そのため、市職員研修では、人権問題研修を市職員としての基本的能力・資質向上研修の重点課題として位置づけ、あらゆる人権問題についての基礎的な内容を中心に継続的・計画的に実施します。

また、社会情勢の変化を考慮して、研修テーマや研修内容を設定したり、研修内容が職員にとって自分事として理解できるものとなるよう、経験年数別研修、管理職研修、新任研修等、研修会のあり方について工夫したりするなど、常に有意義な研修となるよう創意工夫します。

一方、関係機関等が主催する研修会への参加については、先進的な人権問題への取組や新たな人権課題への対応などにかかわって、情報提供を行うとともに、積極的な参加を促します。

イ．教職員・保育職員

教職員・保育職員は、その行動が直接子どもに与える影響は大きく、その資質や能力は、重要な教育諸条件の一つです。今日の教育課題は多様化しており、課題解決に向けた教育実践を進めるためには、専門性が求められたり、多岐にわたる情報が必要になったりすることから、それらを考慮した研修を設定するなど、成果が期待できるよう創意工夫します。

また、檀原市人権教育研究会など、関係機関・団体と連携しながら、実践交流を柱として資質の向上をめざした研修会を計画的・継続的に実施します。

さらに、管理職研修、人権教育・保育担当者等の研修機会を設け、それぞれの職責に応じた研修内容やテーマの設定などを行い、学校・幼稚園・保育所において具体化されるよう取り組みます。

こうした研修機会によって学んだことを、さらに職場で議論し、深め合うことが大切です。授業研究の実施や資料による討論など、課題に対するすべての職員の共有化を促します。

ウ．医療・保健関係者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、助産師その他医療技術者等、あらゆる医療・保健関係者は、人の生命と健康を守る職業であることを認識し、業務の遂行にあたっては、個人情報の保護や相手の意思を尊重した行動をとるなど、患者や要介護者等の人権を尊重することが求められています。

そのため、人権の重要性をさらに認識し、患者やその家族などの立場に立った健康づくりへの処遇を図ることができるよう、国・県・医師会・歯科医師会等による研修会に積極的に参加するよう働きかけます。

エ．福祉関係者

福祉事務所職員や民生委員・児童委員、身体障害者・知的障害者相談員、社会福祉施設職員、社会福祉士、保育士、介護認定調査員、介護支援専門員、ホームヘルパー等、社会福祉関係事業に従事する者は、日常的に子どもや高齢者、障害のある人等、さまざまな人々の生活相談や自立に向けた助言・介助などに携わっており、市民の福祉の向上に大きな影響力を持っていることから、人権尊重の理念を反映した専門性を高めるとともに、職務上知り得た個人情報の保護、当事者の立場に立った行動を基本とするなど、その行動において人権意識に立脚した判断が求められています。

そのため、福祉関係者の資質向上のために行われる県などの研修会と連携し、福祉関係者の資質の確保に努めます。また、各職場での人権教育が実施されるよう、指導助言を行います。

オ．マスメディア関係者等

今日の情報化の急速な進展に伴い、新聞・テレビ・ラジオ・雑誌等のマスメディアによる情報は、人々の意識形成や価値判断に大きな影響を与えています。一方、昨今、若年層に顕著な傾向として、行動や思考に役立つ情報に価値を置くよりも、情報そのものの面白さに価値を置く傾向が見られます。

人権問題の解決を目指す取材活動や記事・報道によって、不特定

多数の読者や視聴者の中で、人権にかかわった意見交換がなされたり、人権意識の高揚に役立つという効果が期待できる一方で、偏見や差別を助長する結果となることや、個人のプライバシーや名誉を侵害するといった内容もあることから、マスメディアは人権確立のために大きな力となると同時に人権侵害を行う可能性も極めて高いといわざるを得ません。

マスメディアは、正確な情報を国民に提供するという公共的使命を踏まえ、人権尊重の視点に立った取材活動や番組・紙面の編集を行うよう、社員及び関係者に対する人権教育を充実させる自主的な取組が期待されます。

2 人権相談・支援の推進

人権相談は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、併せて自由人権思想の普及高揚を図ることを目的としています。

市民が人権問題に直面した際、一人で苦悩を抱え込んだり、混乱したりすることを回避するため、当事者の立場に立ったきめ細かな相談活動ができるように体制を整えるとともに、問題の早期解決に向けた自立支援や権利擁護等の取組の充実を図るなど、相談・支援に関する施策を推進します。

人権相談・支援の充実が求められるなか、本市においては、人権擁護委員が中心となって相談業務に応じ、専門的知識と豊富な経験をもった弁護士などによる取組を進めてきました。本市としての人権侵害に関する相談件数は、2004（平成16）年度は30件、2005（平成17）年度64件、2006（平成18）年度は2007（平成19）年1月末現在で65件となっています。相談の形態は面談と電話相談によるものです。また、相談者の人数は2004（平成16）年度が15人、2005（平成17）年度18人、2006（平成18）年度は2007（平成19）年1月末現在で20人となっており、一人が複数の相談をしたことが分かります。

先に実施した「市民意識調査」結果を見ると、人権侵害を受けたときの対応について、「だまっがまんした」が33.7%と最も多く、実際に相談した人は「友人、同僚、上司」が32.0%、「両親、兄弟、子ども、親戚」などの身近な人に相談しているケースが30.8%でした。それに対して、「法務局・人権擁護委員・市」などの公的機関への相談については、0～2%台と前者との差はかなり大きくなっています。しかも、相談の満足度は低いことが分かりました。

公的機関への相談が少ないことや満足度が低い背景には、相談窓口が十分に周知されていないことや、プライバシー等にかかわって相談者が不安を感じていることがあるものと考えられます。そのため、だれもが安心して利用できる

ように相談体制の整備を図るとともに、相談活動についての広報をさらに浸透させることが大切です。また、公的機関が市民にとって身近なものとなり、複雑な事案に対する各相談機関の連携強化や、人権侵害によって傷ついた心をケアすることも重要な課題となっています。

複雑・多様化する相談に迅速かつ総合的に対応するために、相談員の資質の向上をはじめ、各関係機関のネットワーク化、豊富な情報提供など、相談・支援の機能をさらに充実することが求められています。

また、相談・支援の活動に取り組むことによって、人権問題の実態把握に努め、人権施策の充実に反映することが必要です。

(1) 人権相談・支援の重要性（意義）を踏まえた取組

地域共同体の崩壊と人権侵害

少子高齢社会の到来、情報化社会の進展、成長型社会の終焉などは、地域社会のあり方に大きな影響を及ぼしています。かつて地域社会に見られた相互扶助機能は崩壊しつつあり、それぞれが個別の価値観を拠に、個々に生きることを余儀なくされています。

煩悶したくらしの現実、時として他者への攻撃的な態度を生み出したり、差別行為に及ぶことがあります。それらは多岐にわたっており、深刻さを増しているものもあります。マイノリティーや被差別の当事者、生活弱者といわれる人たちのくらしの厳しさが増しつつあることに注視しなければなりません。

また、地域共同体の崩壊は、住民間に生じたさまざまなトラブルを、当事者間では解決し難い状況をもたらしています。その結果、住民自治を困難にしている地域もあります。

地域社会が転換点にたっている今日において、こうした人権をめぐる動向に対応するため、行政等に持ち込まれる相談者の悩み事に、きめ細かな対応をしていく人権相談・支援の活動をさらに充実させていきます。

人権施策の具体化のためのデータ集約、解決策の蓄積

個々の相談者の悩み事にきめ細かに対応し、それを積み上げていくことによって、人権擁護のために必要な施策の整理、人権の動向をめぐる最新のデータ集約を行います。

また、相談内容に対する解決策を蓄積することによって、人権相談・支援の活動が相談者にとって有意義に機能するよう取り組みます。

(2) 人権相談の機能を生かす

気づきと癒し

相談者の「生活上の困難」は、多様な問題が複雑に絡み合い、問題の所在や原因を見えにくくし、相談者自身が混迷状態に陥っていることが多くあります。

相談することによって、その絡み合った糸を解きほぐし、相談者自身が問題の原因や解決の目標に気づくことを支援します。

自立への支援

これまで排除や抑圧、差別を受けてきた人々が、相談を通じて自らの「能力・強さ・可能性・権利」に気づき、自信やパワーを回復して問題解決に立ち向かえるよう支援します。

権利擁護

相談者が生活者として地域でくらししていくために必要な当然の権利を擁護するため、本人や家族の代弁をしたり、必要な制度や施策を利用できるように橋渡ししたりします。

(3) 相談員の養成

人権問題は、社会の進歩、科学技術の進歩とともにより複雑・多様化し、重大な問題になっていきます。人権相談にあたる相談員は、そうした人権問題の動向を把握しておくことが肝要です。また、人権相談の主役はあくまで「相談者」であり、相談者の自己決定を基本原則とします。

相談員は、複雑・多様化する相談に的確に対応し、相談者の立場に立った適切な助言を通して、問題解決に向けた方策等を提案できるよう、研修等の実施による相談員の養成に取り組み、また相談マニュアルの整備に努めます。

また、相談員は、相談者からの情報を客観的に判断しなければならないことなど、不安や戸惑いなどからストレスを感じることもあり、相談員相互の意見交換の場や専門家の助言を受ける機会を設けるなど、相談員に対するケアについても考慮し、充実した業務が行えるよう取り組みます。

(4) 人権相談の推進体制の充実

相談窓口の整備

相談者にとって、相談窓口は「だれもが・いつでも・気軽に・安心して」利用できるというものであることが大切です。また、相談の形態については、電話・手紙・ファックス・面談・eメールなど、さまざまな対応を可能とし、相談者にとっての利便性を高めるとともに、どのような形態の相談であっても相談者の個人情報には万全を期して保護します。

人権相談の中には、今日の社会矛盾が多く投影されていることから、人権相談を充実させることが、だれもが住みよい社会づくりを実現することにつながります。今後は、そうした人権相談の重要性を踏まえ、相談業務を円滑にかつ効果的に推進できるよう、相談窓口の整備を図ります。

充実した情報提供

人権相談を充実させるため、さまざまな機会や広報を通じて、相談窓口やその活動についての情報を提供し、市民の人権相談に対する認知度を高めるよう啓発します。

また、相談者のニーズに的確に応えられるよう、さまざまな人権問題とその解決手法や制度、専門機関等に関する情報を提供するとともに、経験豊かな専門相談員の確保に努めます。

関係機関・団体等とのネットワーク化

複雑・多様化する相談に迅速かつ総合的に対応するため、相談機関相互のネットワーク化を図り、相談内容に応じた的確な相談・支援を行うなど、相談機能の充実に努めるとともに、県や人権侵犯に関する救済等を所掌する国との連携強化を図ります。

また、相談機関のネットワーク化にあたっては、公的機関の窓口だけではなく、独自のノウハウを活かし、人権侵害に対する相談・支援に取り組んでいるNPO等との密接な連携・協働を推進することにより、当事者の立場に立ったきめ細かな相談・支援を行うことができるよう、本市としての体制の充実・整備に取り組めます。

分野別の人権施策の推進について

- 1 同和問題
- 2 女性
- 3 子ども
- 4 高齢者
- 5 障害のある人
- 6 外国人
- 7 HIV感染者等
- 8 性同一性障害者
- 9 インターネット等による人権侵害
- 10 さまざまな人権

分野別の人権施策の推進について

人権施策の推進にあたっては、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、HIV 感染者等、性同一性障害者、インターネット等による人権侵害などを重要課題として設定し、「基本計画」の理念に則り、積極的・効果的な施策の推進に努めます。その際、地域の実情、対象者の発達段階等を踏まえつつ、また、複合差別や間接差別の視点など、国際的な人権の潮流を考慮した施策を推進します。

1 同和問題

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は失効しましたが、同和問題は解決に至っているわけではありません。「『同和問題の早急な解決は、国の責務であり、国民的課題である』という基本認識は、部落差別が厳存する限り、変わることのない行政運営の基本でなければならない」とする認識のもと、引き続き同和問題の早急な解決に向けた取組を推進します。

国際社会において、人権に関するさまざまな条約・計画等が定められ、「人権尊重が平和の基礎である」ことは共通の認識となっています。我が国も国際社会の一員として、固有の同和問題をはじめ、さまざまな人権問題を早期に解決することは国際的な責務です。

本市において今後は、これまでの同和行政の成果を踏まえつつ、人権行政として一般対策を有効かつ適切に実施するとともに、人権教育・啓発の積極的な推進に努めます。

同和問題の解決に向けたこれまでの取組により、生活環境の整備改善が進み、また、高校・大学の進学率の向上、さまざまな職種への就職など、多くの分野に成果がみられます。

しかし、差別意識の根深さをうかがわせる悪質な差別事象が発生したり、行政施策への誤った認識・評価が差別を助長し、新たな差別意識を生む要因となったりする状況があり、大きな課題となっています。「市民意識調査」では、「友人の差別的な発言に遭遇したときの対応」で、指摘して話し合う・相手の非を伝えるなどは、47.3%であったのに対して、同調・話題を変える・黙認といった対応は 38.0%もあり、現実の対応の困難性がうかがえます。また、「子どもの結婚相手が部落出身者であると判明したときの対応」で、「問題にする」が 40.2%、「問題にしない」が 42.8%とほぼ均衡した回答結果でした。部落や部落出身者に対する忌避意識の表れであると考えられます。

雇用においては、不安定就労という課題が解消されていない側面があり、公

正な採用選考への取組とあわせて引き続き課題として克服に向けた取組を推進します。

コミュニティセンターについては、福祉の向上や人権啓発の拠点として期待されていることから、地域住民の意見や要望を踏まえて、魅力ある活動が展開できるよう努めます。

教育の推進

これまでの同和教育の成果を踏まえ、「差別の現実に学ぶ」ことを基本理念に、幼児・児童生徒が発達段階に応じて主体的に学べるよう支援し、課題解決のための知識・技能・態度を育成します。

また、部落史研究や地域の文化・歴史・産業等に学び、教育内容の創造と充実に努め、関係機関・団体等とも連携しながら、差別意識の解消に向けた取組を推進します。

さらに、学力保障については、幼児・児童生徒の基礎的・基本的な学力の向上を図るとともに、進路指導をさらに充実させていきます。

啓発活動の推進

同和问题啓発活動の経過や啓発事業の成果の蓄積、内外の人権教育・啓発の先進的な手法等に学びながら、人権尊重の意識の高揚に向けた効果的な啓発活動を推進するよう努めます。

また、陰湿・露骨な差別事象、インターネットを悪用した差別扇動等に見られる、部落に対する忌避意識の払拭・解消に向けた取組を関係機関・団体と連携しながら推進します。

「えせ同和行為」に関しては、同和问题解決の弊害となること、同和问题に関して開かれた議論を展開することが未然に防ぐことにつながることを啓発します。そして、その行為を許さない世論づくりや、個別の事象に際しては「エセ同和高額図書お断り 110 番連絡ネットワーク」等、関係機関・団体との情報交換を密にしながら根絶に向けた取組を推進します。

コミュニティセンター活動の活性化

コミュニティセンターは、地域と一体となった「人権と福祉のまちづくり」の拠点として機能することが必要です。そのため、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、そのニーズを的確に捉え、地域福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる、開かれた施設として各種事業の展開を通じて、自立支援や人権啓発、教養文化・生活の向上等に努めます。

また、ボランティアグループや各種団体等との交流を促進し、地域の自主

的活動の育成と活性化を推進します。

産業・就労の取組

産業の振興については、それぞれの企業の経営の安定化を図るため、経営の維持、体質強化等の視点から、自立支援策の充実に努めます。

また、就労の側面では、若年層を中心に職域、職種の広まりなどの成果をみているものの、依然として不安定就労の傾向が見受けられることから、就職の機会均等を保持し、就職を促進するため、関係機関・団体との連携を強化し、充実させていきます。

さらに、差別のない明るく働きやすい職場づくりを進めるため、企業内人権教育推進協議会等と連携して、雇用主等を対象とした研修会等を実施します。

主な関係法令・計画等

檀原市人権擁護に関する条例 / 平成 8 年 6 月公布

檀原市同和教育の推進についての基本方針 / 平成 14 年改訂

檀原市同和保育の推進についての基本方針 / 平成 10 年策定

人権教育のための国連 10 年 檀原市行動計画 / 平成 12 年策定

奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例 / 平成 9 年 3 月公布

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 / 平成 12 年 12 月公布

同和対策審議会答申 / 昭和 40 年

地域改善対策協議会意見具申 / 平成 8 年

2 女性

男女が、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で対等に参画し、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を等しく受けることができ、ともに責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指します。

近年、男女共同参画社会の実現を目指した各方面での取組がマスコミ等で取り上げられる機会が多く、人々の関心を集め、報じられた内容をめぐっての意見交換も精力的に行われている場面を見ることがあります。また、男女共同参画をくらしの中で具体化する動きの一つとして、結婚しても別姓で生きようと、その意志を貫いている夫婦が存在するようになってきました。その人たちは、それによって生じてくるさまざまな弊害等を解消するために、法的整備を訴えるなど、自分らしく生きるための自主的な取組を進めている状況などがあります。

本市においても、国や県の男女共同参画に関わる法律や計画等に連動しながら、性別にかかわらず生き生きとくらす社会の実現を目指して、さまざまな取組を進めてきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は、依然として根強く残っています。さらに、少子高齢化、情報化、国際化など社会経済情勢が急速に大きく変化していく中で、性別にかかわらず生き生きとくらす社会づくりには、なお多くの課題があります。先の「市民意識調査」では、「女性の人権を守るために特に必要なこと」を尋ねた結果、「職場で、育児・介護休業制度などを充実させ、男女が働きやすい環境を整える」が69.9%と群を抜いて多くなりました。それだけ育児や介護などが女性に大きくのしかかっているという現状が明らかになったといえます。また、ドメスティック・バイオレンス(DV)等の女性に対する暴力は、深刻化しつつあり、その防止や被害者支援等の取組をさらに充実させなければなりません。その際、特に注視しなければならないことは、その被害者が自分の子どもに対して虐待行為を行っていたり、子どもであったころに自らが虐待を受けていたりするケースが多いという点です。

こうした現状を改善し、男女共同参画社会の実現を目指して、本市では「檀原市男女共同参画推進条例」を制定し、2006(平成18)年7月1日より施行しました。今後は、条例に基づき、総合的な施策の推進を積極的に図っていくことが大切です。女性の人権問題は、他の人権問題とも複雑に絡み合っていることがあるので、複合差別の視点を持ちながら、国際的な取組を踏まえて、推進することが肝要です。

男女の人権の尊重

男女の人権を尊重し、性別による差別的扱いを受けないで、男女が個人として能力を発揮する機会を確保していくよう、広報・啓発活動に取り組みます。

性の商品化、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（DV）など、女性に対するあらゆる形態の暴力等の根絶に向け、さまざまな機会を捉えて、啓発活動をより一層推進します。また、DV に関しては、被害者等の保護や自立支援体制の整備、同伴児に対する支援の検討や充実に努めます。同時に、各種広報媒体を活用し、相談窓口や自立・支援に関する諸制度等についての周知に努めます。

雇用に関しては、仕事と家庭の両立支援、賃金・採用・昇格等における男女の格差解消、機会均等に向けた効果的な取組を推進するため、関係機関・団体と連携しながら啓発を行います。

固定的な性別役割分担意識の解消

女性に対する差別を解消するため、家庭・職場・地域等において根強く残っている固定的な役割分担意識の払拭や、慣習・慣行の見直しを呼びかけるとともに、教育・啓発活動を充実させ、男女平等・対等の意識変革を図っていきます。

特に、学校教育において、「檀原市男女共同参画推進条例」の基本理念に則り、男女平等・対等の意識の醸成を図るとともに、家庭においては、固定的な性別役割分担についての検証や見直しを呼びかけ、男女の人権が等しく確保されるよう啓発します。

意思決定の場への女性の参画

社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保するよう努めます。市における各種審議会の委員や、管理職への登用等について促進します。また、企業、各種団体等における、意思決定の場への女性の参画を関係機関等との連携によって啓発します。

また、「市民意識調査」において、「日常生活の中で、特に暮らしにくいと感じていること」について尋ねた結果、「結婚や葬式などに関して古いしきたりや考えがある」と回答した女性が 30%に達し、こうした点についての見直しを図るために、女性の立場から発言できる状況を家庭・地域社会の中で創り出すことが肝要です。

家庭生活における活動と他の活動との両立

男女がお互いに協力し、社会の支援の下で子育て、介護などの活動とそれ以外の活動に対等に参画し、両立できるようにすることが求められています。

女性の多くが、家事、育児、介護の多くの部分を負担していることによって、それ以外の活動に参画できない状況を改善することは、男女共同参画社会の実現を目指した取組の重要課題です。女性がその能力を十分発揮し、さまざまな分野への積極的なチャレンジを支援するため、関係機関等との連携によって情報提供等の取組を進めます。また、家庭生活において性別にとらわれない多様な役割分担が求められていることから、男性を対象とした介護や、子育て等に関する研修会等を実施します。

男女の生涯にわたる健康の確保

男女が互いの身体的特質を理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。そのためには、心身及びその健康について、正確な知識・情報を入手し、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていく必要があります。

特に女性は、妊娠や出産をする可能性もあり、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに、男女とも留意する必要があります。こうしたことに配慮しつつ、男女の、特に女性の生涯を通じた健康を支援するための対策の推進を図ります。

主な関係法令・計画等

男女共同参画かしはらプラン / 平成 15 年策定

檀原市男女共同参画推進条例 / 平成 18 年 3 月公布

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 / 昭和 47 年 7 月公布

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 / 平成 3 年 5 月公布

男女共同参画社会基本法 / 平成 11 年 6 月公布

ストーカー行為等の規制等に関する法律 / 平成 12 年 5 月公布

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律【ドメスティック・バイオレンス禁止法】

/ 平成 13 年 4 月公布

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法 / 平成 15 年 7 月公布

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約【女性差別撤廃条約】 / 昭和 60 年批准

3 子ども

子どもの人権に関係の深いさまざまな国内の法令や国際条約の趣旨にそって社会全体が一体となって相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に向けた取組を推進するとともに、子どもを安心して育てられる環境整備に取り組みます。

近年の激変する社会情勢において、子どもの人権をめぐる動向は、深刻化しているといえます。受験戦争の激化等による自己中心的な考え方や欲求不満の増大、いじめ、不登校、さらには、体罰、児童虐待などが連日話題となり、社会問題として取り上げられています。また、格差社会の中で消費欲があおられる風潮はさらにふくらみ、生活破壊等によって子どもの生活と教育権が著しく脅かされているといわなければなりません。

「市民意識調査」で「子どもの人権が尊重されていないこと」を尋ねた結果、「いじめ」や「虐待」、「大人が子どもに自分の考え方を強制する」などが、多くを占めていました。特に「いじめをしている子どもなどを見て見ぬふりをする」という回答が51.1%あり、いじめの深刻さがうかがえます。子どもたちを取り巻く環境や子どもどうしの関係性、保護者をはじめ大人のあり方などを深く検証するとともに、子どもが権利の主体であることや、次代を担う子どもたちを育てていくという観点から、「橿原市次世代育成支援行動計画」等の趣旨を踏まえた施策の充実に努めなければなりません。

児童虐待にかかわっては、急増する相談に適切に対応できるよう、相談体制の充実を図ることが必要です。また、虐待を受けた子どもに対する支援策の充実も重要な課題です。いじめに対する取組は、子どもたちの生命を大切にする心、他者の権利を尊重する心を育むことが肝要です。子どもの日常生活に深くかかわっている教職員・保育職員の資質向上や、保護者に対する相談体制の充実など、子育て支援が必要です。

また、有害図書（雑誌、ビデオ、DVD等）、インターネットの有害サイト、児童買春、薬物乱用等の問題があり、このような環境から子どもたちを守り、健全な育成が可能となるよう、家庭、地域、学校、関係機関・団体等が一体となった取組を推進・強化することが求められています。

子どもの権利の尊重

子どもの健全な成長発達を支えるためには、「子どもの最善の利益」が考慮され、子どもを権利の主体者として捉えることが重要であり、「児童憲章」、「児童の権利に関する条約」の理念や内容の周知徹底と具体化を図ります。

学校・幼稚園・保育所においては、人権尊重、生命尊重の精神の育成に取り組み、幼児・児童生徒一人ひとりを大切に、個性を生かす学校づくりを進めます。

また、家庭においては、保護者がその責任を自覚して親権を正しく行使し、子どもの権利が尊重され、家族が互いに支え合い、互いに尊重される豊かな家庭生活を送れるよう啓発します。

教育相談体制の充実

子どもの社会生活への適応、校内暴力やいじめ、不登校などの問題解決、子育てに対する支援を図るため、スクールカウンセラーの配置や各種相談事業など、教育相談体制の充実を図るとともに、必要に応じて訪問指導にも努めます。また、教育相談や適応指導にかかわり、指導・助言並びに専門機関との連携を図るなど、相談体制の一層の充実に努めます。

いじめ・不登校・問題行動等への取組

いじめ・不登校・問題行動等の問題は、幼児・児童生徒一人ひとりの人権にかかわる深刻かつ重大な問題であるとの認識に立って議論し、さまざまな問題について広く意見を求め、その予防や解決に向けた取組の充実に努めます。

また、教育相談体制の充実を図るとともに、教職員の研修を実施し、充実した取組が展開できるよう努めます。

さらに、学校教育の枠を越え、家庭や地域社会、関係機関・団体との連携を積極的に進め、社会全体が一体となって取り組むよう努めます。

人権を尊重した就学前教育の推進

乳幼児期は、人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であることから、これまでの取組の成果を踏まえ、家庭や地域と連携しながら、一人ひとりの個性や発達段階に応じた適切な保育を推進します。特に、人権意識の基礎といわれる自尊感情を乳幼児期から意識的に育ていく取組を大切に、家庭においても保護者の子どもへのかかわりのあり方などを充実させることが肝要です。

保育に携わるすべての職員は、乳幼児期の成長発達に保育が及ぼす影響が大きいことを自覚し、人権尊重の視点に立った保育を推進するため、研修等により、保育者としての資質向上に努めます。

情報化社会への健全な参画・アクセスのための学習

インターネットの有効性は計り知れませんが、しかし一方では、文字によるコミュニケーションが中心となるために、不用意な表現によって相手に不快感を与えたり、誤解を招いたりすることもあります。また、悪徳商法などのページにつなげるなどの行為によって思いもよらないトラブルに巻き込まれることもあります。そうした問題を回避するために、法的な責任や起こりうる危険性などについて、知識の普及・啓発に努めます。

また、インターネットを使って相手と交流する際には、相手の立場に立って行動することが大切であり、さまざまな機会を通じて他者との関係づくりを具体的に学べる講座等を企画し、参加を促します。

児童虐待防止対策の充実

橿原市要保護児童地域対策協議会を設置し、虐待の発生予防・早期発見から、その後の見守りやケアに至る切れ目のない相談支援体制の強化を図っています。さらに、学校、保育所、幼稚園、医療機関、保健所等の関係機関のネットワークを活用しながら、情報の共有化と適切な連携による保護・自立支援を進めます。

虐待を受けた子どもについては、適切なケアや治療を提供することにより、心身の健全な発達と自立を促すとともに、虐待を行った保護者への指導・支援により家族の養育機能の再生・強化に努めます。とりわけ、実母による虐待行為が多いことから、その背景が子育ての孤立化などと考えられ、男女共同参画の視点から虐待を未然に防止する取組を進めます。また、虐待を受けた子どもが自ら相談できる相談窓口の周知を図ります。

虐待が重大な人権侵害であることや、発見した際の対応などについて地域社会全体に周知するよう啓発に努めます。

ニートに対する取組

ニートが増加し、その問題が深刻化し、社会問題として取り上げられることが多くなればなるほど、ニートに対する社会的な差別や排除の意識が強まっています。その状況を改善し、自立に向けた取組を推進するために、ニートの実態を正しく把握するとともに、適切な指導・支援に努めます。

また、就労や就業のための相談体制の整備や情報提供に努めます。

主な関係法令・計画等

橿原市次世代育成支援行動計画 / 平成 16 年策定

奈良県青少年の健全育成に関する条例 / 昭和 51 年 12 月公布

人権にかかる保育マニュアル / 平成 11 年策定

児童福祉法 / 昭和 22 年 12 月公布

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 / 平成 11 年 5 月公布

児童虐待の防止等に関する法律 / 平成 12 年 5 月公布

インターネット異性紹介事業を利用している児童を誘引する行為の

規制等に関する法律 / 平成 11 年 5 月公布

少子化社会対策基本法 / 平成 15 年 7 月公布

次世代育成支援対策推進法 / 平成 17 年 7 月公布

児童の権利に関する条約【子どもの権利条約】 / 平成 6 年批准

4 高齢者

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して自立した生活が送れるように支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加するなど、高齢者が尊重され、豊かに生きられる社会の実現を目指します。

人口の高齢化は世界的な規模で急速に進んでいます。我が国においても 21 世紀半ばには 3 人に 1 人が高齢者になると予測されています。そのため、本市においては高齢社会をめぐる重要な課題に対して、高齢者の自立支援の基本的な目標を定め、その実現を目指して取り組むべき施策を明らかにする「檀原市老人保健福祉計画及び介護保険計画」を策定し、保健福祉サービスの充実や高齢者やその家族、介護者の多様なニーズにも対応し、高齢者が住み慣れた地域や家庭で健康で生き生きと安心して生活を送ることができるよう努めています。

また、安心して福祉サービスを利用できるように高齢者の権利擁護などに対する相談窓口の充実に努めています。

しかしながら、高齢者を取り巻く状況は厳しく、高齢者の扶養、介護、財産管理の問題や、家庭等における高齢者への虐待、孤独死や自殺など、高齢者の人権を侵害するさまざまな問題が発生しています。「市民意識調査」では、「高齢者の人権が尊重されていないこと」を尋ねた結果、「高齢者が暮らしやすいまちづくりがすすんでいない」が 49.1%と最多で、「介護制度などの情報が十分伝わらない」、「就労の機会が少ない」などが多くなっています。超高齢社会へと進んでいく中で、それを支えるシステムの構築に多くの課題があることが明らかになりました。

このような状況を踏まえ、高齢者やその家族を支援していくために、「檀原市後期基本計画」が示した「だれもが安心して暮らすことのできる福祉社会の形成」の趣旨や「地域福祉計画」の理念にそって、地域全体で高齢者を支える仕組みを構築するとともに、地域社会づくりの担い手となる地域住民の活動を支援する必要があります。

生きがいづくり事業の充実

高齢者の豊かな知識と経験を生かす機会を充実させるとともに、若年層との交流ボランティア活動を推進することで、だれもが健やかで安心して生きがいをもってくらすことができる地域社会づくりを目指します。また、高齢者のボランティア活動が充実できるよう、各方面からの情報提供に努めます。

高齢者の自立と社会参加の支援

高齢者に対する人権侵害の発生を防止するとともに、介護や日常生活について気軽に相談できるよう、相談業務の充実を図っていきます。

また、自立と社会参加を可能とする施設・設備の整備を図り、さらに、高齢者を支えるボランティア活動の推進などに取り組み、声かけや見守りの地域ケアネットワークづくりを進めます。

啓発活動の推進

高齢者は、長年にわたり地域社会の発展にかかわってきた人々であり、尊敬の念をもって接することやその人格やプライバシーに配慮することが大切です。「敬老の日」などの機会を通じて、市民の意識の高揚に努めます。

地域住民や小・中学生等に対して、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に関する理解を促すための啓発に努めるとともに、「高齢社会は住民全体で支えるもの」という認識と実践を普及します。

高齢者の権利擁護

高齢者の人間としての尊厳、プライバシーの保護に配慮するとともに、すべての高齢者が安心して福祉サービスなどを受けられるよう介護保険制度によるサービスの充実や、成年後見人制度の利用促進などに努めます。

また、近年、高齢者をターゲットにした悪質な商法によって被害を受けることが多くなっていることから、高齢者の権利擁護の視点に立って、被害を未然に防ぐための啓発活動を行います。

就労の機会の確保

高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用して働き続けることができる社会を実現するため、定年の引き上げ等による継続雇用の推進、再就職の援助、多様な就業機会の確保のための啓発活動に取り組みます。

また、シルバー人材センターを活用して、生きがいの充実や積極的な社会参加を希望する高齢者の就業機会の提供に努めます。

高齢者虐待防止ネットワークの設立

深刻化する高齢者に対する虐待問題に取り組むため、虐待防止のためのネットワークを関係機関等との連携によって設立し、被害を受けた高齢者の自立支援に向けた取組を推進します。

主な関係法令・計画等

橿原市地域福祉推進計画 / 平成 16 年策定

橿原市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画 / 平成 18 年策定

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例 / 平成 7 年 3 月公布

奈良県老人保健福祉計画 / 平成 15 年改訂

奈良県介護保険事業支援計画 / 平成 15 年改訂

老人福祉法 / 昭和 38 年 7 月公布

高齢者等の雇用の安定等に関する法律 / 昭和 46 年 5 月公布

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律【バリアフリー法】 / 平成 18 年 6 月公布

高齢社会対策基本法 / 平成 7 年 11 月公布

介護保険法 / 平成 9 年 12 月公布

民法の一部を改正する法律【成年後見人制度】 / 平成 11 年 12 月公布

高齢者の居住の安定確保に関する法律 / 平成 13 年 4 月公布

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 / 平成 17 年 11 月公布

5 障害のある人

障害のある人も、障害のない人も等しく生活し、活動する社会を目指して、ノーマライゼーションの理念の下に、障害のある人たちの自立と社会・経済・文化その他のあらゆる分野への「完全参加と平等」に向けた施策を推進します。

本市における障害のある人たちの実態は、高齢化や障害の重度・重複化が進んでおり、それぞれが自立した生活が送れるように、その全体像を幅広い視野で捉えることが必要となっています。そうした状況において、障害のある人もない人もお互いに社会の一員として尊重し合い、支え合いながら共に生きるという「ノーマライゼーション」の考え方が広まってきました。また、すべての人を排除することなく包括できる社会の実現を目指す「ソーシャル・インクルージョン」の理念も提唱されています。

一方、障害のある人たち自身については、当事者によるさまざまな取組の成果として、自立や社会参加に対して積極的な動きが見られ、地域で当たり前生きようとする姿があります。

しかし、市民意識としては、障害のある人たちの自立や社会参加に対して原則的には賛同しながらも、誤解や無理解があり、本人や家族が差別的な言動を受けるなど、人権を侵害されたり、自立や社会参加を妨げる要因となったりしています。

また、障害のある人たちの当事者団体の活動やこれをサポートするボランティア活動等は実績があるにもかかわらず、市民全体にはまだまだ認知されていません。

本市では、障害者福祉の充実と発展を目指して、コミュニケーションとバリアフリーをキーワードに施策の推進を全庁的に広げることなどが求められ、課題としてきました。

その流れを受けて、地域福祉の充実を目指した「地域福祉推進計画」を 2004（平成 16）年に策定し、本市としての福祉施策の底上げを図っています。「障害者自立支援法」が 2006（平成 18）年に施行されることになり、さまざまなサービスを受けることができるようになりましたが、それでも自立した生活が困難で、判断能力が十分でない障害のある人たちには、安心して生活ができるよう権利擁護に努めることも必要です。

さらに学校においては、共生社会の実現を目指して、障害を理解し合い、共に生き共に育つ教育・保育を家庭や地域社会との連携を図りながら推進していくことが必要です。また、障害のある子ども（学習障害：LD、注意欠陥多動性障害：ADHD、高機能自閉症等を含む。）の教育的ニーズを把握し、個々に応じたきめ

細かな教育を推進することが大切です。

教育の推進

共に生き共に育つ教育・保育の実践を充実させ、障害のある幼児・児童生徒の自立や社会参加を促進するよう努めます。そのため、幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、多様できめ細かな取組を推進します。障害のある子どもの保護者に対しては、就学等についての相談体制を充実させます。

障害のある人たちの自立・社会参加の支援

「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)などを受けて、障害のある人たちの移動を助ける支援策としての交通環境や、公共空間の整備に努め、障害のある人たちが地域で安全に生活できるよう福祉のまちづくりを推進します。

また、市民の意識の高揚を図るとともに、身体障害者補助犬の施設への受け入れなど、社会参加の機会を広げる取組の周知にも努めます。

ふれあいの機会の拡大

市民に対して障害者施策の周知や障害についての正しい知識、ノーマライゼーションの理念の普及を図るため、積極的な啓発を行い、文化、レクリエーション、スポーツ等を介した市民交流事業である「ふれあいのつどい」、「水泳交歓会」を充実させます。

そのことを通じて、障害のある人たちの社会参加を促すとともに、障害のある人もない人もお互いにふれあう場や機会を増やし、障害者問題に対する市民の理解と認識を深めていきます。

障害のある人たちの権利擁護の充実

障害のある人たちが地域で安心して生活できるよう、日常生活の相談・支援に努めるとともに、地域に根ざした福祉サービスの充実を図っていきます。

また、判断能力が十分でない人の財産等を守るため、成年後見人制度の利用促進や権利擁護に係る相談事業の充実を図ります。

就労支援

障害のある人たちが、能力と個性を最大限に発揮し、就労を通じて社会参加することができるよう、福祉・労働・教育が連携した就労支援の取組を行

います。

また、関係機関と連携し、市内の企業に障害者雇用に関する理解を求め、障害のある人の働く場の創出につながるよう、就労支援体制づくりを進めます。

主な関係法令・計画等

檀原市地域福祉推進計画 / 平成 16 年策定

檀原市障害者福祉基本計画 / 平成 9 年策定

檀原市障害者福祉実施計画 / 平成 15 年策定

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例 / 平成 7 年 3 月公布

身体障害者福祉法 / 昭和 24 年 12 月公布

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 / 昭和 25 年 5 月公布

知的障害者福祉法 / 昭和 35 年 3 月公布

障害者の雇用の促進等に関する法律 / 昭和 35 年 7 月公布

障害者基本法 / 昭和 45 年 5 月公布

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律【バリアフリー法】 / 平成 18 年 6 月公布

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律 / 平成 12 年 6 月公布

身体障害者補助犬法 / 平成 14 年 5 月公布

発達障害者支援法 / 平成 16 年 12 月公布

障害者自立支援法 / 平成 17 年 11 月公布

6 外国人

異文化理解や多文化共生の重要性、意義について認識を高め、市民の国際理解を促進するとともに、多様な価値観・文化・習慣等を認め合い、人種・民族・国籍を超えて等しく市民として尊重され、それぞれの自己実現と幸福を追求できる市民社会の創造を目指します。

近年、本市においても他の国々との交流が活発になり、市内に在住する外国人登録者数が増加してきました。2007（平成 19）年 1 月末現在における登録者数は 1,072 人、世帯数は 581 世帯、26 カ国となっています。その内、386 人は、韓国・朝鮮籍の人々であり、その多くは、朝鮮半島に対する植民地支配の過程で日本への定住を余儀なくされた人々の子孫です。

戦後 60 年以上も経た今日においても、在日韓国・朝鮮人に対する差別や偏見は存在し、民間住宅への入居拒否や就労に関する不利な取扱い、参政権が保障されないなどの問題が生じています。また、自らの本名を名乗ることを困難にしている状況もあります。

国際化の進展に伴い、多くの外国人が来日し、また、定住化が進む中で言語や習慣・文化などの違いなど、相互理解の不十分さから地域住民との摩擦、日本人配偶者との家庭内トラブル、乳幼児保育や学校教育、医療関係などの諸問題が生じています。

これまで本市では、こうした問題の克服のために、あらゆる差別を許さない地域社会の形成を目指して、国際理解を深め、国際協調に努める態度を育成する教育の推進に取り組んできました。その中で、すべての市民が在日韓国・朝鮮人をはじめ市内に居住する外国人市民の現状を認識し、在日外国人教育の深化・充実を図るため、学校教育をはじめ、社会教育、行政の基本的な方向を示す「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）教育に関する指導指針」を 1998（平成 10）年に策定し、その推進に努めてきました。

しかしながら、先の「市民意識調査」においても、「日本に住んでいる外国人の人権が尊重されていないこと」として、「文化の違いなどによる地域社会の受け入れが不十分」が回答者の半数近くを占めています。

外国人市民が自己の言語・文化及び歴史を正しく学び、民族的自覚と主体性を確立し、自己実現が図れるよう努めるとともに、すべての市民が外国人の渡日した歴史的経緯を正しく認識し、民族的文化的差異を認め合い、多文化共生社会の創造と豊かな心をもった国際人となることが求められています。

教育・啓発活動の推進

在日外国人教育の推進にあたり、「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）教育に関する指導指針」に基づき、すべての幼児・児童生徒が相互の生活や文化を正しく理解し、日常生活の中で民族的偏見や差別をなくす国際感覚と連帯感を育てる教育・啓発活動を推進します。

また、外国人児童・生徒が自らの言語・文化及び歴史を学び、将来の進路を切り開いていけるよう進路保障に努めます。

さらに、外国人市民であることを理由に、賃貸住宅等への入居拒否が行われないよう、関係業界団体等への指導・啓発に努めます。

日本語教育の推進

日本で居住し、生活を営む外国人市民にとって、生活言語としての日本語の習得が毎日の生活を支える不可欠な条件です。

県や民間団体等と連携しながら、日本語の基礎を学習する機会を提供するとともに、日本語教室の充実を図っていきます。

外国人市民の民族性が豊かに育つための環境整備

外国人市民が自己の言語・文化及び歴史を正しく学び、差別や偏見にうちかつ力を養い、民族的自覚と主体性を確立し、自己実現が図れるよう、関係機関・団体と連携を図りながら取り組みます。

国際理解の推進

市民一人ひとりが国際人としての自覚をもち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化をもった人々とともに生きていく態度を育成するため、国際交流団体等と連携しながら、異文化理解の推進や地域における交流機会を充実させます。

また、市民の国際的な視野を広め、国際理解を推進するため、講座やセミナー等の研修機会を設けます。

相談体制の整備・充実

外国人市民として生活する上で、不利益を被らないよう進路保障に関わる奨学金制度をはじめ、本市による福祉等に関わる措置など、各種制度等の周知を図るとともに、さまざまな相談や広報誌などの翻訳の活動の支援等に努めます。

また、人権相談については、関係機関と密接に連携しながら、相談体制の整備・充実を図っていきます。

就職の機会均等の確保

国内での生活基盤を確立するためには、就労の機会均等の確保が重要な課題となります。企業主や公正採用選考人権啓発推進員に対し、外国人市民の就職の機会均等の確保のため、公正な採用選考システムの確立を図るよう啓発します。

また、関係機関等との連携によって、就職に関する情報提供を充実させるとともに、外国人市民が安心して働ける職場づくりを進めるよう啓発します。

生活情報等の提供

日常生活を送るために必要な日本語や習慣等を理解していない外国人市民には、地域社会や医療機関など、さまざまな場面で不安や不自由さを感じるなどの課題があり、それがトラブルへつながる場合も少なくありません。

民間団体等とも連携を図りながら、通訳ボランティアの確保や多言語での情報提供、公共施設の外国語表記等に取り組みます。

また、外国人市民の中には、長年にわたり日本でくらしてきたにもかかわらず、不利益を被ってきた人たちがいるという経緯を踏まえ、制度等の利用については、周知・徹底するよう啓発します。

さらに、市民に対しては、多様性への寛容な態度をもち、互いを尊重し合う地域社会の形成について理解を促進するための啓発活動を進めます。

主な関係法令・計画等

檀原市在日外国人（主として韓国・朝鮮人）教育に関する指導指針 / 平成 10 年策定

奈良県国際交流・協力推進大綱 / 平成 15 年改訂

外国人登録法の一部を改正する法律 / 平成 11 年 8 月公布

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約【人種差別撤廃条約】 / 平成 7 年批准

7 HIV 感染者等

感染症などに対する正しい知識の普及・啓発に努め、患者やその家族などが社会の一員として生活を営み、安心して医療を受けることができるよう取組を進めます。

日本社会においては今なお、さまざまな病気についての正しい知識と理解が十分に普及しているとはいえません。特にエイズやハンセン病をはじめとした感染症に対する認識は不十分です。医学的見地から不正確な知識や思いこみ、うわさ話等による過度の危機意識の結果、感染症患者やその家族に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者、家族に対するさまざまなしわ寄せがあり、人権問題として深刻化しています。また、HIV 差別に関しては、HIV の感染経路が現在はほぼ性交渉に限られており、性・セクシュアリティに対する偏見が差別を深刻・複雑にしている要因となっているといわれています。

感染症については、まず治療や予防など、医学的な対応が必要になることはいうまでもありませんが、患者、元患者、家族が背負う人権問題の解決も同じように重要な課題として位置づけ、解決に向けた取組を進めなければなりません。

病気や感染症に対する正しい知識や情報の普及に努めるとともに、患者、元患者、家族が安心して生活できる社会の実現に努めます。

また、医師や看護師等の医療関係従事者には、人権意識の徹底が図られるよう関係機関・団体等と連携を強化しながら取組を進めていきます。

教育・啓発活動の推進

学校教育においては、発達段階に応じて病気や感染症に対する正しい知識を身につけ、理解と認識を深めるための教育内容を創造します。また、近年、HIV 感染者が若年層に広がっている傾向から、性教育の充実を図るとともに、そのための指導資料の作成や教職員の力量向上に取り組めます。

一方、啓発活動に関しては、感染症の患者、元患者、家族に対する差別や偏見をなくし、すべての人の生命の尊さや生存することの大切さを認め合い、共に生きる社会の実現を目指して、エイズやハンセン病等に関する正しい知識と理解を深められるよう取り組めます。

エイズについては、若年層に対する知識の普及啓発をより効果的に行うとともに、啓発資料等の配布、「世界エイズデー」にあわせた啓発活動、その他さまざまな機会を利用して啓発活動を進めます。

ハンセン病については、完治した後も無理解と偏見によって忌避される傾

向があり、元患者の社会復帰を困難にしていることから、なお一層の啓発に努めます。

自立と社会参加への支援

感染症患者が自立した生活を送ることができるよう、相談窓口へのアクセス支援など、プライバシーに配慮しながら関係機関等と密接な連携を図ります。

また、ハンセン病療養所との交流に対して広く市民に参加の啓発を行うことを通じて、社会復帰に対する支援に努めます。

主な関係法令・計画等

奈良県エイズ対策基本方針 / 平成 5 年策定

らい予防法の廃止に関する法律 / 平成 8 年 3 月公布

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 / 平成 10 年 10 月公布

ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給等に関する法律 / 平成 13 年 6 月公布

WHO 患者の権利の促進に関する宣言 / 1994 年 3 月

8 性同一性障害者

性同一性障害者に対する正しい知識の普及・啓発に努め、多様な性を認め合い、自分らしく生きることを尊重し合う社会の実現を目指します。また、性同一性障害者が自覚する性を生きるために必要な環境の整備について取組を進めます。

性同一性障害（GID）とは、心と身体の性別が不一致であることによって悩み苦しむ状態をいいます。性同一性障害者は、戸籍や身体の性別とは逆の性別で社会生活をしているため、住民票の提示を求められた場合や印鑑証明書の提出、保険証の提示、投票場への入場などの際には、説明を求められることがあったり、信じてもらえなかったりと、差別や偏見の中で、さまざまな苦境に立たされることが多くあります。

性同一性障害者が自分らしく生きる決意をすると、まず自分自身の社会生活を心の性別にあわせることから始めます。そして性別にあった通称名の使用、ジェンダークリニックへの通院、改名、性別適合手術、戸籍の性別訂正と、いくつもの課題に迫られることとなります。

2003（平成 15）年 7 月、戸籍上の性別変更を認めた「性同一性障害者性別特例法案」（以下「特例法」という。）が成立しました。「特例法」成立後、自治体に対して、公文書から性別記載欄を削除するよう求めた取組が各地で展開され、いくつかの自治体が「特例法」施行後に公文書の様式について見直しを行いました。

また、「特例法」の要件 20 歳以上 未婚 子どもがいない 生殖が不能については、特に「子どもがいない」という内容を削除することが当初から課題になり、奈良県においても県とすべての市町村に対して要件からの削除を求めた意見書の採択について陳情がなされています。本市ではその陳情を受けて、2003（平成 15）年 9 月に、「性同一性障害を抱える人たちが普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書」を全国の議会で初めて全会一致で採択しました。

以降、個人情報収集のあり方を見直す作業とあわせて、公文書及び公的文書の性別記載の再考と削除について取り組みました。

性同一性障害者が自分らしくありたいと願い、そのために自覚する性を生きられるよう、性同一性障害者に対する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、同性愛者、自分の身体的性別に違和感のある人、インターセックスの人たちなど、多様な性のあり方を認め合い、尊重し合う社会の実現が求められています。

また、性同一性障害者が不利益を被ることなく豊かに生きることができるよう、必要な環境整備について取組を進めます。

教育・啓発活動の推進

性同一性障害者に対する差別と偏見をなくし、多様な性を生きる人々を認め合い、一人ひとりが自分らしく生きることを尊重し合う地域社会の実現を目指して、性同一性障害等、性的マイノリティーについての正しい知識の普及・啓発に取り組みます。

学校教育においては、家庭等との連携によって自己の性に違和感をもっている児童・生徒の実態の把握に努めるとともに、性教育を中心に発達段階に応じて性同一性障害等、多様な性のあり方について正しい知識を身につけ、理解と認識を深めるための教育内容を創造します。

また、性教育の充実を図るための指導資料の作成や教職員の力量の向上に取り組めます。

性同一性障害者が安心してくらす環境づくり

本市における個人情報収集項目の見直しによる性別記載についての検証等、これまでの経緯を踏まえ取り組みます。

また、これらの人々が安心して自立した生活を送ることができるよう、相談体制の整備など、支援に努めます。

主な関係法令・計画等

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 / 平成 15 年 7 月公布

9 インターネット等による人権侵害

個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進するとともに、メディア・リテラシーを身につけることができるよう学習機会の提供に努めます。

インターネットには発信者の匿名性があり、また、情報発信が容易にできるといった面を悪用して、他人を誹謗・中傷したり、差別を助長したりする表現等の情報を掲載することによって、人権を著しく侵害する問題が社会問題となっています。

こうした問題に対しては、個人のプライバシーや名誉等に関して、一人ひとりが正しい理解を深め、人権侵害を許さない意識の醸成を図るための教育・啓発活動を推進することが肝要です。

また、メディア・リテラシーを身につけ、さまざまな情報に対して精査し、正しい判断ができるよう学習機会の提供が必要です。

さらに、奈良県ではインターネット掲示板上の差別書き込みに対して、啓発活動に取り組んでいる市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会と日常的な連携を深めながら、インターネット等による人権侵害に対する取組を推進します。

教育・啓発活動の推進

インターネットによる人権侵害に対して、市民一人ひとりが個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深め、人権侵害を許さない意識の醸成を図るための教育・啓発活動を推進します。「ネットの向こう側にも人がいる」ことを認識し、相手の立場にたった情報交換ができるよう、コミュニケーション力や他者との関係づくりのためのスキル等について、具体的な学習の機会を提供します。

また、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図ります。

さらに、受け取った情報について精査し、正しい判断によって情報を生かす力を身につけるための学習機会の提供に努めます。

関係機関等との連携による人権侵害に対する取組

インターネット掲示板上の差別書き込みに対して、啓発活動に取り組んでい

る市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会と日常的な連携を深めながら、インターネットによる人権侵害に対する取組を推進します。

著しく他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、関係機関等との連携によって、プロバイダーに対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど、具体的な対応を進めます。

主な関係法令・計画等

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

／平成 13 年 11 月公布

10 さまざまな人権

以上の他にも現在の日本社会には多様な人権問題が存在しています。

(1) 中国残留邦人

県内には、日本に帰国した中国残留邦人とその家族が生活しており、これらの人々に対する正しい認識と理解を深め、言葉や生活習慣の相違を克服して早期に自立できるよう支援に努めます。

(2) ホームレス

ホームレスの実態は本市においてもあり、自立・支援に努めることが必要です。そのため、より細かな実態把握に努めることが必要です。

(3) 刑を終えて出所した人々

刑を終えて出所した人々に対する偏見や差別は想像以上に厳しく、社会復帰の意欲とは相反する現象が見られます。これらの人々が自立した生活が送れるよう、差別や偏見をなくすための取組を進めるとともに、個々に応じた具体的な支援策を構築することが大切です。

(4) 犯罪被害者等

犯罪被害者およびその家族の人権については、被害者やその家族の立場やニーズを踏まえた支援活動を推進するとともに、市民に対して、これらの人々の心情に配慮した行動をとるよう啓発に努めます。

(5) アイヌの人々

アイヌの人々は、独自の伝統や歴史をもち、固有の文化を発展させてきました。その民族としての誇りが尊重される社会の実現を図らねばなりません。

(6) プライバシー

プライバシー保護の問題は、その保障を日本国憲法や個人情報保護法等で規定していますが、高度情報化社会にあっては、インターネット等において個人情報流出する事案が相次ぎ、保護を困難にしている現状もあります。そうした問題への対策について研究を深めるとともに、職務上知り得た情報に関して、適切に対処することが求められています。また、プライバシー保護が基本的人権を保障することであり、適切な対処ができるよう市民に対して啓発します。

(7) 環境問題

環境問題に関しては、次代に良好な環境を引き継ぐために、持続可能な開発という観点から啓発し、日常生活の中で生活スタイルなどを検証し、改善のための取組を市民がこぞって進めることが求められています。

以上の他にも今日の人権をめぐる動向を見据えながら本市としての実態把握や課題整理を行い、明らかになった人権課題についても、解消のために適切に取組を進めるよう努めます。

主な関係法令・計画等

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 / 平成 6 年 4 月公布

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 / 平成 14 年 8 月公布

更生保護事業法 / 平成 7 年 5 月公布

犯罪被害者等基本法 / 平成 16 年 12 月公布

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律

/ 平成 9 年 5 月公布

個人情報保護に関する法律 / 平成 15 年 5 月公布

環境基本法 / 平成 5 年 11 月公布

推進体制

- 1 全庁的な推進
- 2 国、県及び関係機関等との連携
- 3 NPO 等との協働の推進

推進体制

1 全庁的な推進

「基本計画」の趣旨を踏まえて、市の行政機関相互はもとより、関係諸団体との密接な連携のもと、全庁あげて、この基本計画の具体的推進に努めます。

そのため、「基本計画」に基づく事業実施計画や事業実施状況報告等を取りまとめるとともに、檀原市人権問題啓発推進本部を全庁的な推進組織として機能させ、さらに、檀原市人権審議会での諮問を経て、人権施策を総合的・効果的に推進します。

2 国、県及び関係機関等との連携

国、県、市町村等の行政機関及び関係機関等が、それぞれの立場や役割に応じた施策を推進するとともに、より一層総合的・効果的に人権施策を推進するため、有機的な連携を保ちながら、協力体制を強化した幅広い取組が必要です。

また、国際的な人権の潮流を踏まえ、人権の分野における取組に本市が連帯し、積極的な役割を果たすよう努めます。

3 NPO 等との協働の推進

ボランティア・NPO 活動は、自主的・自発的な意思に基づき、社会に貢献する活動であるとともに、自己実現を通し、地域社会に「ともに支え合う心豊かなふれあいの場」を生み出す具体的な実践活動です。企業の社会貢献活動とも併せて、豊かで活力のある、人権が尊重された生きがいのある地域社会の形成に大きく寄与することが期待されます。

また、本市においては檀原人権ネットワークをはじめとする人権問題に取り組む団体が、それぞれの独自性を活かしながら年々充実した活動を展開しています。

こうした団体等の活動について、一人でも多くの市民が参加できるよう、体験の機会や情報提供などに努めます。

また、行政やボランティア・NPO、企業等が、パートナーシップを形成し、それぞれの役割や特性に応じた力を発揮するなど、協働による取組を推進し、人権施策の充実を図っていきます。

資 料

- 1 基本計画の策定経過
- 2 用語の解説
- 3 関係法令等
- 4 人権相談に関して

資料

1 基本計画の策定経過

平成 18 年

- 5月16日 第1回企画会議（企画案の検討）
- 6月 9日 骨子案の協議（初回）
- 6月19日 骨子案の協議（2回目）
- 6月26日 第1回檀原市人権問題啓発推進本部企画委員会（骨子案の検討）
- 7月 3日 第1回檀原市人権審議会（タイムスケジュール・骨子案の提案等）
- 8月 1日 檀原人権ネットワーク運営委員会との第1回打ち合わせ
- 8月 9日 基本計画の素案づくりに向けての協議
- 8月25日 第2回檀原市人権問題啓発推進本部企画委員会（素案づくりにむけての協議）
- 9月25日 第2回企画会議（素案の検討）
- 9月26日 檀原市人権問題啓発推進本部企画委員（各担当者）からのヒヤリング実施
- 9月27日 檀原市人権問題啓発推進本部企画委員（各担当者）からのヒヤリング実施
基本計画の素案の検討
檀原人権ネットワーク運営委員会との第2回打ち合わせ
- 10月 4日 第3回企画会議（素案の拡充案検討）
- 10月11日 第3回檀原市人権問題啓発推進本部企画委員会（最終素案検討）
- 11月16日 第4回企画会議（原稿案の検討）
- 11月17日 第4回檀原市人権問題啓発推進本部企画委員会（原稿案確認）
- 11月27日 第2回檀原市人権審議会（原稿案に対する意見聴取）
- 11月28日 檀原人権ネットワーク運営委員会との第3回打ち合わせ
- 12月 1日 市民意見募集開始
- 12月15日 市民意見募集締め切り
- 12月18日 第5回企画会議（意見募集結果について）

平成 19 年

- 1月 9日 第6回企画会議（意見についての検討）
- 1月10日 檀原人権ネットワーク運営委員会との第4回打ち合わせ
- 1月17日 第7回企画会議（第2次原稿案の検討）
- 1月24日 第5回檀原市人権問題啓発推進本部企画委員会（第2次原稿案確認・「概要版」の素案検討）
- 2月 1日 第3回檀原市人権審議会（第2次原稿案の検討）
- 2月13日 第8回企画会議（第2次原稿案修正）

2 用語の解説

【ア行】

インターセックス

性分化障害当事者のこと。身体的特徴から完全に男性であるとも女性であるとも判別しづらい身体をもった人を意味する。

H I V感染者 / エイズ

HIV（ヒト免疫不全ウイルス、Human Immunodeficiency Virus）感染者は、HIVの感染が抗体検査等により確認されているが、エイズ（後天性免疫不全症候群）の特徴的な肺炎や腫瘍（しゅよう）などの感染症を発症していない状態の人をいう。エイズは、HIVに感染し、生体の免疫機能が破壊され、さまざまな感染症を起こしやすくなる病気。

えせ同和行為

同和問題を口実にして、企業などに高額な図書の購入や不当な寄附を要求するなどの行為。

エセ同和高額図書お断り 110 番連絡ネットワーク

「部落問題解決のために協力を」と高額図書の押し売りなどを行う悪徳商法に対して取り組む団体。関係機関団体が一致協力して被害を防ぎ、啓発を強めるために結成された。

日常的な情報交換の充実と、そこで集められた情報を広く啓発することで、えせ同和行為の根絶を目指す。

N P O

Non Profit Organizationの略で、通常「民間非営利組織（団体）」と訳される。

奈良県が、2003（平成 15）年に策定した「ボランティア・NPOとの協働ビジョン」では、ボランティア団体や市民活動団体（特定非営利活動法人を含む）を中心とする営利を目的としない民間団体。

【カ行】

格差社会

国民の間の格差（特に経済格差 - 所得格差・消費格差・資産格差）が顕在化した社会。封建制社会の制度化された状態や、イギリスのように格差が文化的領域まで固定化した場合には階級社会と呼ぶことが多い。日本ではバブル崩壊以降、格差が拡大してきたといわれている。

学習障害（LD）

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち、特定の能力の習得と使用に著しい困難が認められる状態。「LD」は、Learning Disabilities の略。

高機能自閉症

人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わない状態。

公正な採用選考システム

企業等が労働者を雇用する際、基本的人権尊重の理念に基づき、特定の人を排除することなく、応募者に広く門戸を開き、職務を遂行するために必要な適性や能力を基準として採用選考を行う仕組。

国際年

国際社会が1年間を通じて共通した問題に取り組む活動。国際年の制定は通常、国連総会で決定される。

子ども人権学習支援事業

子どもに人権を尊重する主体的な力を培うため、さまざまな人権学習活動を行っている市町村に対して支援する事業。地域の関係団体・機関等との連携を密にしながら地域ぐるみの子育てを再生することが期待されている。

【サ行】

参加体験型学習

学習者がお互いの気づきや考えを共有しながら、学習活動に積極的に参加し、人権に関する意欲と行動力を高めようとする学習方法。参加者で意見交換や共同作業を行いながら進める参加体験型研修を「ワークショップ」と呼ぶ。

ジェンダー・クリニック

精神科を含む性同一性障害の治療に関連する科・専門医による医療チームのこと。

精神科以外に、形成外科あるいは外科、泌尿器科、産婦人科、内分泌内科あるいは内分泌専門医などの参加が考えられる。また、心理士、カウンセラーなどのコメディカルワーカーの参加もありうる。

意見書をもとに、診断や治療経過、第2段階・第3段階の治療へという意味の正当性・妥当

性の判断を審査する機関をさす場合もある。

自己実現

自分が持つ多くの可能性に気づき、その実現をめざしながら自己を確立すること。アメリカの心理学者マズローの欲求の階層論によると、人間にとって最高の位置にある欲求。

児童虐待

親などの保護者が監護する児童に対し児童虐待防止法第2条に掲げる行為をすること。身体的虐待、性的虐待、養育放棄（ネグレクト）及び心理的虐待の形態がある。

児童憲章

1951（昭和26）年5月5日、内閣総理大臣が招集した児童憲章制定会議が制定。日本国憲法に精神に従い、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福を図ることを目的に、国民がなすべき道徳規範を定めたもの。

児童の権利に関する条約

子どもの権利条約ともいう。世界の多くの児童（18歳未満のすべての者を児童と定義）が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれていることにかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指した条約。1989（平成元）年の第44回国連総会で採択され、わが国は1994（平成6）年に批准。

シミュレーション

想定される条件を取り入れて、実際に近い状態をつくりだすこと。模擬実験。参加体験型学習の手法の一つ。

人権教育のための国連10年

国際連合は、1994（平成6）年の第49回総会において、人権という普遍的文化を世界中に創造することを目指し、1995（平成7）年から2004（平成16）年の10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議。この「10年」は、生活文化を形成する最も重要な要素として、普遍的な人権をとらえ、日々の暮らしを築いていくための国際的な取組。

スクールカウンセラー

いじめや不登校などによる不安や悩み、あるいは問題行動等の未然防止及び解決のため、児童生徒や保護者、教職員に対する心理的援助活動を行うことを目的に、学校へ派遣される専門的な知識・経験を有する者。

性同一性障害者

生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意志を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

成年後見制度

痴呆や精神上の障害などにより判断能力が不十分なために、不動産売買の契約の締結など法律行為を行うことが困難な人に対し、代理人を選任し保護する制度。

性の商品化

性を「物＝商品」として扱う傾向のこと。買売春、ポルノ、セックスアピールを利用した広告等、幅広い意味で用いられる。

性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように男性・女性で異なる役割を与え、その役割の遂行を期待する意識のこと。

世界人権宣言

すべての人々の基本的人権の確立が世界平和の基礎であるとの考えに基づいて、1948（昭和23）年12月10日、国際連合の第3回総会で採択。この宣言は、前文と30条から成り、生命・身体の安全、法の下での平等などの基本的人権について、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を示している。

セクシュアリティ

社会や制度、医療や家族などの外的なものによって決定されたり、強要されたり、奪われたりするものではなく、個人に属し、由来し、関係し、個人の人格の一部を構成し、個人の基本的人権の一つとして不可欠なものであるという理念を含有する個人の性的な事柄を包括的に示す概念。

セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせのこと。相手の意に反した性的な性質の言動、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、あらゆる場におけるさまざまな態様のものが含まれる。

ソーシャル・インクルージョン

高齢者、障害のある人、ホームレス、あるいはリストラされた失業者といった、社会的に排除される傾向にある人々の問題が日本社会において深刻な課題となっています。「ソーシャル・インクルージョン」は、社会的に包み込むといった意味ですが、日本語では「共生」と訳されます。

【夕行】

男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会。

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

1969（昭和44）年の「同和対策事業特別措置法」や1982（昭和57）年の「地域改善対策特別措置法」を引き継ぎ、同和地区の生活環境整備などに対する財政補助を目的に1987（昭和62）年に制定された時限立法。1992（平成4）年に対象事業を絞って5年間延長され、さらに1997（平成9）年には下水道事業、高校進学奨励費補助など15の事業に限り5年間延長され、2002（平成14）年3月末に法期限を迎えた。

地域福祉権利擁護事業

痴呆や精神上的の障害などにより判断能力が十分でない人が、地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用についての情報提供や諸手続上の援助、日常的な金銭管理等を行う制度。

地域福祉推進委員会

住民の地域福祉への理解と関心を深め、住民主体で住民同士の支え合いによる地域特有の福祉活動を展開することにより、豊かで住みよいまちづくりを推進することを目的として設置されている。

地域福祉推進計画

2000（平成12）年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に示された新しい社会福祉の理念を達成するためのもので、住民参加のもと、市町村が地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための計画。

注意欠陥多動性障害 (ADHD)

不注意、多動、衝動性という三つの行動の障害を特徴とする行動的症状群で、7歳未満に現れ、社会的・学業機能に著しい障害が見られる状態。

「ADHD」は、Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder の略。

中国残留邦人

ソ連軍の対日参戦時(1945(昭和20)年8月9日)以後、中国東北地区(旧満州地区)から居住地を追われ、避難する途中で中国人の妻になるなどして中国に留まった者等を「中国残留邦人」と総称している。

ドメスティック・バイオレンス (DV)

家庭内暴力のことで、DV (domestic violence) と略される。主として夫や恋人など親しい人間関係の中でおきる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力などを含む。

【ナ行】

ニート

内閣府の「青少年の就労に関する調査研究」によれば、高校や大学などの学校及び予備校・専修学校などに通学しておらず、配偶者のいない独身者であり、ふだん収入を伴う仕事をしていない15歳以上34歳以下の個人とされている。

ノーマライゼーション

高齢者も若者も、障害をもつ人もそうでない人も、すべて人間として当たり前(ノーマル)の生活を送るため、共に暮らし、共に生きる社会を目指すという考え方。

【ハ行】

パートナーシップ

提携、協力、連合のこと。最近は一つの目的を達成するために補完・協力し合う意味で、「協働」と表記されることがある。

バリアフリー

障害のある人にとって社会生活をしていく上での障壁(バリア)となるものを除去するという意味。住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という広い意味

でも用いられる。

パワー・ハラスメント

役職などの上位にあるものが、その地位を利用し嫌がらせを行うこと。本来の業務の範疇(はんちゅう)を超え、継続的に人格と尊厳を傷つける言動をし、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えること。

ハンセン病

1873年ノルウェーの医師ハンセンが発見した「らい菌」によって起こる感染症で、遺伝病ではない。治療法が確立しており、感染源対策としての患者の隔離を規定した「らい予防法」は、1996(平成8)年に廃止。

複合差別

社会的背景や個々の生活実態により、一人の人間に対して、複数の異なった差別が重なること。例えば、部落出身の女性が部落差別と女性差別の両方を受けてきた実態などがあげられる。

部落史研究

被差別部落の歴史を研究することで、奈良県では、近年の歴史研究の成果や県内の地域史料の発掘の成果に基づき、研究が深められ、その成果は1991(平成3)年度の「同和教育の手びき」第34集で「部落史の見直し」として報告されている。

プロバイダー

インターネット接続用の通信回線を提供する業者で、インターネット・サービス・プロバイダー(ISP)と呼ぶ。電子メールやホームページなどのインターネットのサービスを利用するには、専用線や電話回線を通じてインターネットの回線に接続する必要があり、プロバイダーは、その橋渡しをする。

ホームレス

失業、家庭崩壊、社会生活からの逃避等さまざまな要因により、特定の住所を持たずに、道路、公園、河川敷、駅舎等で野宿生活を送っている人々を、その状態に着目して「ホームレス」と呼ぶ。

【マ行】

メディア・リテラシー

メディア(新聞・テレビ・ラジオ・インターネット等)が提供するさまざまな情報から、何

が真実かを読みとったり、情報を効果的に活用したり、発信したりできる能力。

【ヤ行】

有害サイト

アダルト、虐待・残虐、犯罪や自殺の助長、薬物等の売買や、誹謗・中傷、差別表現等の記述が多い掲示板など、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報をインターネット上で提供しているところ。

【ラ行】

ロールプレイ

自分の心の動きを他者の目から観察すること、あるいは他者の心の動きを自ら演じることによって、相手の体験に共感し、相互の関係を捉えること。参加体験型学習の手法の一つ。

3 関係法令等

世界人権宣言

世界人権宣言は、前文と 30 条からなり自由権（1～20 条）、参政権（21 条）、社会権（22～27 条）が規定されています。

【前文】

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と尊重とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

【自由権】

第 1 条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

【参政権】

第 2 1 条 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与す

る権利を有する。

【社会権】

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第29条 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。

日本国憲法（基本的人権に関する条文より抜粋）

日本国憲法で規定されている基本的人権は、自由権、平等権、社会権、参政権、請願権の5つに分類することができます。第3章「国民の権利及び義務」において第10条から第40条まで、憲法の約3分の1を権利・義務について規定しており、「人権の21世紀」にふさわしい憲法として国際的に高く評価されています。

【基本的人権】

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

【個人の尊重と公共の福祉】

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

【法の下での平等】

第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

【生存権】

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

【総論】

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）

（目的）

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

（国の責務）

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

「同対審」答申より「人権問題に関する対策」の基本的方針

日本国憲法は、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、又は社会的関係において差別されないことを基本的人権の一つとして保障し、立法その他の国政の上でこれを最大に尊重すべき旨を宣言している。

しかし、審議会による調査の結果は、地区住民の多くが、「就職に際して」「職業上のつきあい、待遇に関して」「結婚に際して」あるいは、「近所づきあい、または、学校を通じてのつきあいに関して」差別を受けた経験をもっていることが明らかにされた。

しかも、このような差別をうけた場合に、司法的もしくは行政的擁護を受けようとしても、その道は十分に保障されていない。

もし、国家や公共団体が差別的な法令を制定し、あるいは差別的な行政措置をとった場合には、憲法第 14 条違反として直ちに無効とされるであろう。

しかし、私人については差別的行為があっても、労働基準法や、その他の労働関係法のように特別の規定のある場合を除いては、「差別」それ自体を直接規制することができない。

「差別事象」に対する法的規制が不十分であるため、「差別」の実態およびそれが被差別者に与える影響についての一般の認識も稀薄となり、「差別」それ自体が重大な社会悪であることを看過する結果となっている。

奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例

基本的人権が尊重される、差別のない、自由で平等な社会の実現は、人類すべての悲願である。すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

しかしながら、我が国において、部落差別をはじめとして、女性、障害者、その他の社会的弱者への差別が依然として存在しており、また、国際化、情報化及び高齢化の進展に伴い、人権に関する様々な課題もみられるようになっている。

我々は、新しい世紀の到来を前に、あらためて人間の尊厳を自覚し、差別を撤廃することが自由で平等な地域社会建設の基礎であることを認識し、人権意識の高揚と差別意識の解消のため、たゆまぬ努力を行うことが必要である。

我々は、あらゆる差別が撤廃され、人権が尊重される自由で平等な奈良県の実現を誓い、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、人権の尊重について県及び県民の責務を明らかにし、同和問題その他の人権に関する問題の解消を図り、もって人権が等しく尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第 2 条 県は、前条の目的を達成するため、国及び市町村と協力しつつ、人権尊重に関する県民相互の理解を深めるため、行政のあらゆる分野において教育及び啓発に係る施策の実施に努めるものとする。

(県民の責務)

第 3 条 県民は、自ら人権意識の高揚を図り、相互に人権を尊重するとともに、県が実施する前条の施策に協力し、積極的に自己啓発に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

檀原市の関係条例等

檀原市人権擁護に関する条例

平成 8 年 6 月 21 日

条 例 第 22 号

(目的)

第 1 条 この条例は、基本的人権の尊重及び法の下での平等を定める日本国憲法の理念に則り、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、もって市民一人ひとりの参加による差別のない檀原市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、関係法令等に基づき、市政の重要な課題として必要な施策の推進を図り、市民の人権擁護と人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、人権意識の高揚を図るよう努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第 4 条 市は、市民の同和問題等についての人権意識の高揚を図るため、関係機関団体等と連携しながら啓発活動の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

檀原市人権審議会設置条例

平成 14 年 9 月 30 日

条 例 第 21 号

(設置)

第 1 条 檀原市人権擁護に関する条例(平成 8 年檀原市条例第 22 号)の目的達成のための施策について調査審議するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、檀原市人権審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、人権が尊重される社会づくりに必要な施策の策定及び推進に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員若干名をもって構成する部会を設置することができる。

(意見の聴取)

第 8 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

檀原市人権審議会委員

平成 18 年 12 月 1 日現在

氏 名	役 職
小西満洲男	檀原市民生児童委員協議会会長
佐々木育子	弁護士
下 間 馨	檀原市人権教育推進協議会会長
宗川 文雄	部落解放同盟飛騨支部代表
鄭 順 子	在日外国人保護者の会代表
辻本 正教	部落解放同盟大久保支部代表
寺前 耕一	檀原市心身障害者（児）団体協議会会長
() 中井 靖教	檀原市自治委員連合会会長
平 沼 諭	市議会議員
福 西 満	檀原人権ネットワーク代表
福 山 一	檀原市人権教育研究会代表
() 堀 智 晴	大阪市立大学大学院生活科学研究科教授
槇尾 幸雄	市議会議員
榊谷佐千代	檀原市日赤奉仕団委員長
松井 静子	奈良佐保短期大学名誉教授
安川 健二	校長・園長会代表
吉川 孝昭	檀原市社会教育委員会議長
吉田 浩巳	社団法人 まちづくり国際交流センター理事長
吉村 徳久	檀原市人権擁護委員代表
若林 俊男	市議会議員

【 会長 副会長 敬称は略 五十音順】

檀原市人権問題啓発推進本部設置規程

平成 14 年 4 月 1 日

訓 令 甲 第 11 号

檀原市同和問題啓発推進本部設置規程(昭和 63 年檀原市訓令甲第 3 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 同和問題をはじめとするあらゆる差別を撤廃するため、市職員の人権問題に対する理解を深めるとともに、市民が人権問題を正しく理解、認識するよう啓発活動を推進するため、檀原市人権問題啓発推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部は、市の各部課と連携を図りつつ、次の各号に掲げる事項を研究、協議する。

- (1) 同和問題等をはじめとする人権問題についての職員の研修に関すること。
- (2) 人権問題を啓発推進する指導者の育成に関すること。
- (3) 人権問題啓発推進計画の企画及び立案に関すること。
- (4) 人権施策に関する基本計画の策定及び実施に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部委員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は助役、収入役、教育長及び企画調整部長をもって充てる。
- 3 本部委員は、理事及び別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長が不在のときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(企画委員会)

第 5 条 第 2 条第 3 号及び第 4 号に規程する事項を専門的に研究するため、推進本部に企画委員会を置く。

- 2 企画委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 3 委員長は人権施策課長とし、委員は本部委員の中から本部長が命ずる。
- 4 企画委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第 6 条 推進本部の庶務は企画調整部人権施策課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 17 年訓令甲第 7 号)
この規程は、令達の日から実施する。

附 則(平成 18 年訓令甲第 19 号)
この規程は、令達の日から実施する。

別表（第3条関係）

部 局	職 名
企画調整部	企画調整部長 企画調整課長 秘書広報課長 人事課長 人権施策課長 男女共同参画室長 同和行政室長
総務部長	総務部長 総務課長 防災安全課長 財政課長
市民経済部	市民経済部長 市民課長 観光課長 地域振興課長
健康福祉部	健康福祉部長 福祉政策課長 飛騨コミュニティセンター所長 大久保コミュニティセンター所長 在宅支援課長 児童福祉課長
環境事業部	環境事業部長
建設部	建設部長
都市整備部	都市整備部長
教育委員会事務局	教育総務部長 教育指導部長 生涯学習部長 総務課長 学校教育課長 人権教育課長 社会教育課長 公民館長 文化ホール企画運営課長

檀原市男女共同参画推進条例

平成 18 年 3 月 31 日

条 例 第 4 号

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。そして、男女平等の実現に向けて、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准するとともに、男女共同参画社会基本法が制定されるなど、様々な取組が行われています。

私たちのまち檀原市には、万葉集にうたわれた名勝大和三山、日本で初めての本格的な都城として造られ、国家の基盤となる大宝律令が編さんされた藤原京など、貴重な歴史的・文化的な遺産が数多くあります。このように歴史豊かな檀原市は、市民一人ひとりが思いやりの心を持ち、性別にとらわれず、すべての人の人権が尊重され、その個性と能力を發揮できる心豊かなまちを目指しています。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は、依然として根強く残っています。さらに、少子高齢化、情報化、国際化など社会経済情勢が急速に大きく変化していく中で、性別にかかわらず生き生きと暮らせる社会づくりには、なお、多くの課題があります。

このような状況を踏まえ、男女平等の視点に立ち、男女が、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で対等に参画し、ともに責任を分かち合う社会を実現し、次世代へとつなげていくために、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により他の者を不快にさせ、その者の就

業関係その他の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、配偶者であった者、パートナーその他親密な関係にある者に対する身体的、性的、精神的又は経済的暴力をいう。
- (5) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (6) 事業者 市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (7) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担や慣行にとらわれることなく、社会における活動を自由に選択できるよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動において、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の活動において、対等に参画し、両立できること。
- (5) 男女が、互いの性及び身体的特徴を理解し、妊娠、出産等、性と生殖に関して自己決定が尊重され、かつ、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮すること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、自ら率先し、市民、事業者及び教育関係者並びに国及び他の地方公共団体等と連携し、取り組まなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念に対する理解を深め、自ら積極的に男女共同参画の推進に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進することができる体制の整備に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第 7 条 教育関係者は、基本理念にのっとり、その教育を行う過程において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第 8 条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第 2 章 基本的施策

(行動計画)

第 9 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本となる計画(以下「行動計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民、事業者及び教育関係者の意見が反映されるよう必要な措置を講じるとともに、第 18 条に規定する檀原市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 10 条 市は、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(調査研究)

第 11 条 市は、男女共同参画に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(附属機関等の委員の構成)

第 12 条 市は、附属機関等の委員の委嘱又は任命に当たっては、積極的改善措置を講じるよう努めなければならない。

(市民等の活動に対する支援)

第 13 条 市は、市民、事業者及び教育関係者における男女共同参画の推進についての自主的な活動に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援の実施に努めるものとする。

(家庭生活と他の活動との両立支援)

第 14 条 市は、男女が共に家庭生活における活動と他の活動とを両立できるよう必要な支援の実施に努めるものとする。

(相談への対応)

第15条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談を受けたときは、関係行政機関と連携し、解決に努めなければならない。

(広報活動及び啓発)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関し、必要な広報活動を行い、その啓発に努めるものとする。

(年次報告)

第17条 市長は、毎年、行動計画に基づいた施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 檀原市男女共同参画審議会

(審議会)

第18条 市長の附属機関として、檀原市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、審議し、答申する。

(1) 第9条第2項の規定により市長から意見を求められた事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に必要な事項

3 審議会は、市長が委嘱する12人以内の委員をもって組織する。

4 審議会の委員の構成は、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満であってはならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第18条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成15年3月に策定された男女共同参画かしはらプランは、第9条第1項の規定により策定された計画とみなす。

おおくぼまちづくり館条例

平成 13 年 12 月 26 日

条 例 第 27 号

(設置)

第 1 条 街づくりの歩みを伝え、郷土の歴史を学び、ふれあいと豊かな地域社会づくりに寄与するため、まちづくり館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 まちづくり館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	おおくぼまちづくり館
位	置	檀原市大久保町 40 番地の 59

(観覧料)

第 3 条 おおくぼまちづくり館(以下「まちづくり館」という。)に展示している資料等(以下「資料等」という。)を観覧しようとする者は、別表第 1 に定める観覧料を納めなければならない。

(使用料)

第 4 条 別表第 2 に掲げる施設を使用しようとする者は、同表に定める使用料を納めなければならない。

(使用等の制限)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、資料等の観覧及び施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設若しくは附属設備又は資料等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(観覧料又は使用料の免除)

第 6 条 市長は、第 3 条又は第 4 条に掲げる者が、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料又は使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者及びその介護を行う者
- (2) その他市長が特に必要があると認める者

(観覧料及び使用料の還付)

第 7 条 既納の観覧料及び使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 23 号)

この条例中第 1 条から第 4 条までの規定は公布の日から、第 5 条及び第 6 条の規定は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

観覧料

区分	金額
18 歳以上の者	100 円

別表第 2(第 4 条関係)

使用料

区 分	9 : 00 ~ 12 : 00	12 : 00 ~ 17 : 00	17 : 00 ~ 21 : 00	超過時間 1 時間につき
会議室 1	4,600 円	5,700 円	6,900 円	1,500 円
会議室 2	1,700 円	1,900 円	2,300 円	800 円

檀原市美しいまちづくり条例

平成 16 年 9 月 30 日

条 例 第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、ごみの散乱のない美しいまちづくりを推進するため、ポイ捨ての禁止その他必要な事項を定めるとともに、市、市民等及び事業者の責務を明らかにし、もって清潔で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 缶、瓶、箱、ペットボトルその他の容器(以下「飲食料容器」という。)、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、ビニール袋その他投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等を回収容器、ごみ箱等の所定の場所以外の場所に捨てることをいう。
- (3) 市民等 市民及び旅行者その他本市に滞在し、又は通過する者をいう。
- (4) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。

(5) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、環境の美化に関し、積極的に施策を推進するとともに、市民等及び事業者の意識の啓発を図り、その自主的な活動を促進するように努めなければならない。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、市が実施する環境の美化の推進に関する施策に協力するとともに、屋外において自ら生じさせた空き缶等について、これを持ち帰り、又は回収容器に収納するなど自らの責任において適正に処理するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動によって生じる空き缶等の散乱を防止するとともに、消費者に対する啓発に努め、市の実施する環境の美化の推進に関する施策及び市民等が行う自主的な美化活動に協力しなければならない。

(ポイ捨ての禁止等)

第 6 条 何人も、公園、広場、道路、河川、駅その他公共の場所(以下「公共の場所」という。)においてみだりにポイ捨てをしてはならない。

2 公共の場所の管理者は、その管理する公共の場所を常に清潔にし、環境の美化の推進のために必要な措置を講じるように努めなければならない。

(飼い犬のふんの始末)

第 7 条 市民等は、自己が飼養し、又は管理する犬(以下「飼い犬」という。)を散歩させるときは、飼い犬のふんを持ち帰るための用具を携帯し、飼い犬のふんをその用具によって適正に処理しなければならない。

(土地の適正管理)

第 8 条 土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、その土地へのポイ捨てを防止するために必要な措置を講じるとともに、ポイ捨てされた空き缶等を回収するなど適正な管理に努めなければならない。

2 土地所有者等は、その土地に繁茂する雑草又は枯葉等によって周辺的生活環境を損なわないように、土地を適正に管理しなければならない。

(回収容器の設置及び管理)

第 9 条 事業者のうち、飲食料容器に収納した飲食料を販売する事業者は、飲食料容器を回収するため、その販売する場所に回収容器を設置し、これを適正に管理するとともに、その設置する場所の周辺の美化に努めなければならない。この場合において、飲食料容器に収納した飲食料を自動販売機により販売する事業者は、当該自動販売機の横に回収容器を設置しなければならない。

(調査及び指導)

第 10 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、必要があると認めるときは、職員をして当該必要な場所に立ち入らせ、調査及び指導をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第11条 市長は、事業者が第9条の規定に違反しているときは、当該事業者に対し、回収容器を設置し、又はこれを適正に管理すべきことを勧告することができる。

(命令及び公表)

第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由がないのにその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命じることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた事業者が正当な理由がないのにその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附則抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

4 人権相談に関して

人権相談の留意事項・・・具体的な対応について

(電話、面談、手紙、メール等の対応の仕方など)

市民から人権相談についての問い合わせや連絡があったときは、市民を適切な機関や相談窓口へ、次のことに留意して案内しなければなりません。

相談者(市民)は個々に違うということをふまえておく

相談者の気持ちを受けとめ、相談の要旨を把握する

相談者の自己決定と自己選択を重視する

守秘義務を守る

相談窓口へのアクセスを確実にこなう

ア 具体的な対応について

「いつでも・だれでも・どこでも」受付する心構え

市民には人権相談の受付の窓口や時間帯などが周知されていないことも想定できることから、「どこで受付をしていますか」、「いつ・どのように連絡をいれればいいのでしょうか」など、問い合わせなどがあった場合に、職員すべてが相談事業を担う立場として、時間内であれば「いつでも・だれでも・どこでも」受付するという心構えが必要です。

相談者の立場になって対応する

相談事を秘めた当事者の心情や立場に立ったきめ細かで、誠実な対応が求められています。人権尊重の視点に立った行政の基本的姿勢として職員すべてが認識しなければなりません。

さまざまな方法が可能

電話、ファックス、郵送、面談、電子メールなど、さまざまな方法に対応することが必要です。

追跡すること

問い合わせや連絡に対応した後、その相談者が相談窓口にたどり着いたのかどうかを追跡することが望まれます。

イ 問い合わせや連絡の形態にあわせた個別の対応について

電話の場合

職員と相談者は言葉だけの対話になるため、誤解を受けやすい状況にあると考えなければなりません。また、電話は自分を名乗らずに話ができ、いつでも切れることから相談者優先の形態であることを心がけておく必要があります。

受話器をとった職員は落ち着いて応答します。話しすぎず、まず、相談者の訴えや気持ちを受けとめることが大切です。その後、適切な窓口の提示や情報提供をおこないます。言葉遣いには十分留意しなければなりません。相手の話にならずあいづちをうつことも話しやすい状況をつくります。

電話を切るときには、相手に好感を持ってもらえるようにつとめ、必ず相手が受話器を置いてから切るようにします。

手紙・電子メールの場合

文字のみのやりとりになることから、書かれている内容に焦点をしばって正確に返答するように留意しなければなりません。

相談の内容によっては、直接会うことや電話での対話を要請することも必要な場合があります。

来庁相談の場合

相談者は相談に向けての心の準備が整っていると考えられることから、相談者を待たせることなく速やかに対応しなければなりません。

やむを得ず待たせる場合には、理由を告げ了承を得るとともに、相談窓口の一覧や資料などを渡し、事前の知識をもってもらえるような配慮も必要です。

相談者の緊張を避けるために、真正面に座ることを避けて、少し斜めに座るように心がけることが必要です。

対応中は、メモに集中することなく、話をしっかり聴くことが大切です。また、電話の取り次ぎ、来客の応対などは緊急時を除いて、おこなわないようにします。

